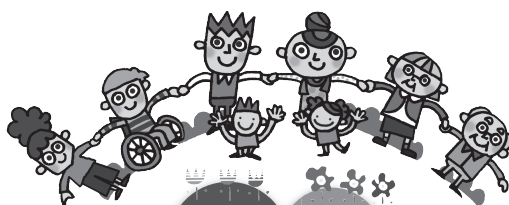


いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



2014
1.15

no.139

Report

1 第28回子どもの人権連総会・学習会

子どもの人権連事務局

1

2 親を失った子どもなど社会的養護を必要とする子どもたちを巡って 第9回 東日本大震災子ども支援意見交換会

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香

11

3 子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり 第12回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013報告

東洋大学、子どもの人権連代表委員 森田 明美

16

4 国連からも一蹴された日本政府の『論理』 許されない朝鮮学校の「高校無償化」排除

金 東鶴

33

5 第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告 2012年度活動報告書

国際協力NGO団体ACE学生チームPeACE

41

information

第15回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集について

47

Document 2012.10.3 ~ 2013.11.15

子どもの人権と教育関係の報道と記録から

48

Report

1

第28回子どもの人権連 総会・学習会



子どもの人権連事務局

9月13日（金）、第28回総会・学習会を開催しました。

学習会では、平野裕二代表委員と山梨学院大学の荒牧重人さんより国連・社会権規約委員会による第3回日本政府報告書審査に関する報告と、総括所見をふまえた活動について講演して頂きました。

【講演】

社会権規約委員会第3回総括所見を ふまえた社会権規約の具現化に向けて

荒牧重人さん（山梨学院大学）

平野裕二さん（代表委員）

社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）の実施状況について、社会権規約委員会の日本に対する第3回総括所見が出されましたので、その内容とそれをどのように活かしていくかということについて、私と平野祐二さんと報告していきます。

◆社会権規約の位置づけ

社会権規約は、以前から「忘れられた人権条約」と言われていたように、あまり知られていません。社会権規約の内容は、日本国憲法25条の生存権、26条の教育を受ける権利、27条・

28条の労働権等と密接に関連する条約です。私たちはこれまで憲法・教育基本法制という言い方で民主的な教育のあり方を強調していましたが、その教育基本法が2006年に全面改定されてしまいました。1947年の教育基本法は、国民の権利を実現するための法律でしたので、そのなかで教育の理念や目的が規定されていたとしても、それは教育の目的を実現するために、国会や内閣・行政機関が教育基本法の趣旨や規定に沿って、教育関係の法律を制定し、政策を実行しなければならないことを意味していました。ところが、2006年の教育基本法全面改定によって、教育を権利として保障する体系から、国民をコントロールするための法体系に大きく変更されました。とすると、憲法・教育基本法制として私たちの活動・とりくみの理念・基盤にすることは言えなくなりました。わたしは以前から、憲法・教育基本法、それに人権条約を加えて、憲法・教育基本法・人権条約法制という認識のもと、教育の問題にとりくんでいこうと呼びかけてきました。今や、憲法・人権条約法制ということで、私たちは子どもや教育の問題にとりくんでいくことが求められています。

というのも、社会権規約や子どもの権利条約等の批准した人権条約は、政府の見解でも、憲法よりは下位にあるけれども、国会でつくる法



律よりも上位の規範です。ですので、これらの人権条約に則して、法律をつくったり、行政を行なったりすることが義務づけられるわけです。

そして、人権条約はいずれも、教育の規定を詳細に規定しています。特に社会権規約と子どもの権利条約はそうです。そういうことを含め、今回の第3回日本報告審査にともなう総括所見をもとに、改めて社会権規約の意味や意義を検討し、その実現に向けて共にとりくんでいきたいと考えています。繰り返しますが、教育に関係する法律あるいは行政・政策等は、日本国憲法や人権条約に則して解釈・適用しなければなりません。教育基本法が全面改定されたとしても、その教育基本法の解釈や運用は、憲法や人権条約に則して行うことが求められるということです。

◆社会権規約とは

社会権規約を十分に知っている方には重複するかもしれませんが、ここで、社会権規約について少しおさらいをしておきましょう。この規約は、自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）とともに、1966年に国連総会で採択されました。国際人権規約と総称されます。国際人権規約はもともと、2つの大戦を経験した国際社会が、平和の実現のためには人権が不可欠であるという認識のもと、国際人権章典という宣言と条約からなる文書を作成しようととりくみ始めました。しかし、冷戦の進行のなかで、人権をめぐる対立も深まり、条約化が難しくなったものですから、宣言部分が世界人権宣言という形で先行して採択されました。そ

の後も条約化に向けた審議が続き、1966年に採択されたわけです。しかし、人権をめぐる考え方等の対立があり、いわゆる自由権と社会権の2つに分離する形で、規約がつけられました。

日本は1979年に両規約を批准しました。先程言いましたように、憲法に次ぐ地位となる法規範を国内法化するわけですから、規約が要請する法律の制定、あるいは規約と抵触する法令の改正等が必要であったのですが、批准に伴う法改正は何もしませんでした。条約に抵触するであろうと思われる規定については、例えば、8条1(d)のストライキ権の規定や13条2(b)(c)の中等教育・高等教育の無償制の漸進的導入規定に拘束されないという留保をしました（後者の留保は2012年に撤回しました）。

個人通報手続きについても少し言及しておきます。人権条約は基本的に、締約した国（国会・内閣・裁判所）を拘束して私たちの権利を守るものです。その実施状況をどのように監視するかというと、政府による定期的な報告制度に基づいて、政府報告書を審査し、その結果として総括所見（懸念と勧告）を示し、それらを誠実に実行させるというのが最も基本的なものです。しかし、それでは不十分ですので、個人通報制度というものも条約にしています。個人通報制度とは、国内救済手段を尽くしたけれども権利回復できなかった（日本でいえば、裁判で敗訴の場合など）個人・集団が条約の設置する委員会に訴えて、救済・権利回復してもらう制度です。自由権規約、社会権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の主要な人権条約で導入されているものです。しかし、日本は、

とくに司法制度との関係で（裁判で確定している事柄を委員会が「覆す」ことになり、司法権の独立を侵す）、この制度に加入していません。こういう制度が導入されると、日本における人権条約の地位は飛躍的にあがるでしょう。

残念ながら、そうっておらず、社会権規約の実施状況は報告制度のなかで監視されています。その意味では、総括所見は非常に重要になっています。ところが、日本政府は、総括所見には法的な拘束力がないので、それに従う義務がないということで、これまで誠実に対応していません。ですから、社会権規約のみならず、他の人権条約の審査においても、前回の勧告をちゃんと実施していないことが懸念され、改めて同様の事項が勧告されています。実にみつともないことなんですけども、そのような事態を許しているのは私たちの問題でもあります。皆さんは、この間毎年のように出されている人権条約委員会からの勧告、例えば自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、人種差別撤廃委員会等からどんな勧告がなされたか、ご存じですか。ある程度の情報が提供されても、その内容を私たち自身の課題にするという考えも余裕もないのが実情ですね。9月4日の最高裁決定で婚外子の相続差別規定が憲法違反であるとされましたが、婚外子の差別問題は、多くの人権条約委員会から何回も人権条約違反であるとして、廃止に向けて勧告され続けていました。しかし、政府はまったく法改正その他の改善措置をとってきませんでした。ところが、今回の最高裁決定は人権条約委員会からの勧告も踏まえて違憲判断をしています。時間はかかりますが、人権条約に関わる勧告を私たちが学

んだり、普及したり、実現したりするために行動していかなければ、政府は何もやっていないじゃないかと非難しても状況は変わりません。

◆社会権規約と教育への権利規定

ここで、今回の総括所見を検討するためにも、社会権規約の内容をもう少し検討しておきましょう。

社会権規約の1条は、自由権規約1条と同じ条文で、人民の自決権を規定しています。人々には政治的にも経済的にも文化的にも自決の権利があります。そして、3条で男女平等の権利を謳った上で、6条＝労働権、7条＝労働条件、8条＝労働基本権など労働に関する権利、9条＝社会保障、10条＝家族・母親・子どもの保護・援助、11条＝生活水準・衣食住の権利、12条＝健康の権利などを定めています。この健康権が1966年の段階で規定されているのは画期的ですね。そして、13条・14条＝教育への権利、15条＝文化への権利が規定されています。

人権条約は教育への権利を重視して、詳細に規定しています。先にも述べましたが、そもそも人権条約は、再び戦争や紛争を起こさないという決意の表れでもあります。第1次・第2次世界大戦という2つの大きな大戦とその下でのファシズムは人権を軽視・弾圧していたことが要因の1つであるという認識、戦争が人間の尊厳や人権を破壊するという経験と反省から、人権の国際的なとりくみは始まっています。人権と平和は密接にかかわっているのです。教育は時の権力によって乱用されたり、悪用されたりします。日本は典型的にそうでしたが、日本だけではなく多くの国がそうなんです。だから、



人権条約では、教育が人格や能力を発達させ、人権や平和の担い手として成長するという本来の役割を果たすべく、権利として保障することを確認しています。この教育への権利はすべての人の権利です。そのことは、1つは差別の禁止の方向で、もう1つは外国人・障害のある人・マイノリティ等の主体別の権利保障という方向で、進展しています。また、教育への権利は生涯にわたる権利です。日本国憲法の制定時から60年代までは、教育への権利といえば、子どもの問題と捉えられていました。1960年代半ばにユネスコが生涯教育の概念を打ち出したことをきっかけに、今では教育への権利は生涯にわたる権利として捉えられ、法令の制定や政策の遂行がはかられています。

さらに、人権条約では、教育条項だけ教育の目的が規定されています。世界人権宣言から社会権規約、そして子どもの権利条約と、いずれも教育の目的規定があります。子どもの権利条約では教育の目的は独立した条文で規定されています。教育の目的を人権条約に規定することをめぐっては、法律文書としては相応しくないから必要ないというような意見も根強く出されました。ですが、教育が戦争やファシズムの道具にされ悪用された苦い経験の下で、教育が本来の役目を果たせるようにしなければいけない、そのためにも目的規定が必要であるというような意見が勝ちました。教育の目的としては、人格およびその尊厳の意識の全面的発達、人権の尊重、文化的アイデンティティ等の尊重、理解・寛容・ジェンダーの平等・友好の促進、自由な社会への効果的な参加、平和の構築・維持、自然環境の尊重などが規定されています。つま

り、人格の完成というような教育の主として個人的な側面、それと同時に、人権や平和や環境等の尊重、ある意味では教育の持っている社会的な役割が達成できるようにしていくための目的が定められています。だから、教育への権利は、単に学校に行くことができればいい、あるいは外的な教育条件が整備されればいいというようなことにとどまらない、どういう教育を獲得できたのかということまで含んだものです。教育の目的規定にある人格の完成および人権や平和や環境等の尊重が身につくような教育を保障しなければ、この権利が実現したことにはならないのです。もちろん、社会権として教育への権利保障に伴う条件整備義務―初等教育の義務制・無償制、中等教育・高等教育の漸進的無償制、学校制度の発展や教職員の物的条件の改善等―が明示されています。さらに、社会権規約はわざわざ14条に、初等教育の義務制・無償制の実施義務を定め、行動計画をつくることを締約国に義務づけています。

私たちは、人権条約における教育への権利保障のとらえ方、権利の内容、実現に向けての課題等について、総括所見を1つの手がかりにして権利保障にとりくんでいくことが必要です。そのなかにあつては、社会権規約の持っている意味や意義は非常に大きいということです。

◆社会権規約委員会における審査と その意義

ところが、教育への権利をめぐる、社会権規約委員会が教育条項である13条・14条の実施状況について質疑・審議してきたかということ、審議時間も短く、十分ではありません。私たち

が、日本の子どもや教育をめぐる状況を NGO レポートで詳細に情報提供しても、十分かつ的確にとり上げてもらえていないというのが現状です。これは日本の審査だけではなく、社会権規約において教育条項の比重は高いにもかかわらず、教育分野の審査は不十分です。私たち NGO の側も情報提供や提案の仕方や委員会への働きかけにもっと工夫が必要であると考えています。前に申し上げた通り、人権条約は国を拘束することによって市民の人権を保障していくわけで、条約をそもそも実現する義務があるのは国です。ですから、国連への定期的報告書も国の責任で提出します。その報告書を人権条約委員会が審査をして、総括所見を出すわけですが、どの国でも自国の人権状況がこんなにひどく深刻ですというような報告をする国はないですよ。だからこそ、審査においては、NGO や国際機関が提出するレポートが重要になり、総括所見の内容・質の鍵を握るのです。

今回の日本審査は、わずか6時間です。私たちは審査当日、社会規約委員会に対し、呆れたというか、腹を立てたというか、本来審査時間は6時間しかないのに、終了20分前に議長の閉会のあいさつも含めて終わってしまいました。審査すべきこと、質すべきことは、まだまだあると思っていたところ、時間を余して終わらせました。これまで人権条約委員会での報告審査を何回も傍聴してきていますが、初めてのことでびっくりしました。

わずか6時間で、その国の社会権の状況が分かるはずがないですね。しかも、政府報告書では法制度や政策はわかっても実態は見えないわけですから、NGO からのレポートは非常に

重要になっています。今回の総括所見も、これまでの社会権規約委員会の蓄積とともに、日本の NGO からのレポートが大きな影響を与えています。たしかに、定期的な報告審査は時間もかかりますし、即効性があるとはいえない制度ですね。政府が報告書を出す→それに対して NGO が情報提供をする、ロビーイングする→委員会で審査がされ、勧告が出される→その勧告に基づいて政府がとりくむ→その結果をまた5年後に報告するという、実に時間がかかるものです。しかも、この仕組みのなかで肝要なことは、委員会による勧告を政府・国会が誠実に実現していかなければならないということですよ。そうしなければ、どんないい勧告が出されても、それが絵に描いた餅であれば、意味をなしません。繰り返しますが、日本政府はこういう勧告は法的な拘束力を持つものではなく、従う義務があるわけではないということで、誠実に対応してきていません。総括所見（懸念と勧告）は、報告制度が条約によって義務づけられているものですから、この所見を誠実に実現しなければ、報告制度そのものが意味を失います。総括所見は、たしかに裁判所の判決のような法的な拘束力はないのですけども、人権規約を批准している限り、報告制度に従う義務が締約国にありますから、総括所見の実現に向けて誠実にとりくむ「義務」を負っているといえます。従わなくていいということにはなりません。そのことを含めて、私たちはもっと声を上げて、総括所見の実現を迫っていく必要があります。

さて、前置きの部分はこれくらいにしまして、今回の社会権規約委員会では、具体的にどういう審査がなされたか、総括所見の内容はどうい



うものかなどについて、驚くべき発言も政府からありますので、そういうことも含めて平野祐二さんから報告をしてもらおうと思います。(平野裕二代表委員報告は138号掲載【詳報】国連・社会権規約委員会による第3回日本政府報告書審査をご参照ください。)

◆社会権規約第3回総括所見の 実現に向けて

平野裕二さんの「いんぷおーめーしょん」での報告は非常に的確で簡潔なものですので、それと今回の総括所見を一緒にして学習・広報等で活用していただければと思います。

今回の総括所見では、例えば、独立した国内人権機関を設置することが勧告されています。これは他の人権条約機関からも再三勧告されています。最近のいじめや体罰等の問題を効果的に解決していくためにも国レベルに独立した人権機関があるとないとでは随分違うと思います。また、包括的な「差別禁止法」を制定することも勧告されています。このことも他の人権機関の総括所見で何度も指摘されています。日本の差別の現状からして包括的な差別禁止法が必要とされています。さらに、東日本大震災・福島原発事故の問題について、現状では復旧・復興がもつぱら経済的な観点からとりくまれています。社会権規約委員会は人権を基盤としたアプローチで、人権問題として復旧・復興にとりくんでいくことを要請しています。また、中等教育の無償化問題について、朝鮮学校を除外していることは規約違反と指摘されています。さらに、13条の留保を撤回しましたので、中等教育である中学校・高等学校は授業料のみ

ならず入学金や教科書代まで少なくとも無償にすべきであると勧告されています。アイヌ民族の問題も指摘されています。自由権規約委員会からはアイヌ民族や琉球・沖縄の人々は先住民民族としてその文化や言語等を保障しなさいとすでに勧告されていますが、社会権規約も同様の指摘をしています。

平野さんの報告にありましたように他にもたくさん勧告されていますが、このような社会権規約委員会さらには子どもの権利委員会等からの勧告は、私たちが子どもや教育の問題にとりくむ背景・基盤になるものです。皆さんほんとうに忙しいですね。やることは山ほどありますね。ですから、このような人権条約委員会からの勧告を実現するために全面的にとりくんでほしいとは言いません。しかし、再三強調していますように、子どもや教育の問題を人権の問題として、それらを保障する方向でとりくんでいくことが求められています。子どもの権利条約も同様ですが、子どもの教育への権利を保障するためには教職員の権利が保障されなければなりません。社会権規約は、教育への権利を保障する上で、学校制度の発展、適切な奨学金制度の設立、教職員の物的条件の不断の改善を国に義務づけている意味を改めて確認することが大切です。

社会権規約や子どもの権利条約等の人権条約を私たちの活動・とりくみの背景・基盤にしていくことは、個々の課題を解決・実現していく際にも非常に重要になっています。私たちは、憲法・人権条約法制という形で教育への権利を基本に据えて、子どもや教育にかかわる法令を解釈・運用するよう求めていく。あるいは、全

面改定された教育基本法の解釈・運用の歯止めにしていく必要があります。そういうなかに、この社会権規約委員会の勧告あるいは子どもの権利委員会の勧告を位置づけ活用していくことができます。たしかに、今回の社会権規約委員会の審査は不十分な点や不適切な点もありましたが、総括所見で示された懸念や勧告は、これまでの委員会の審査の蓄積や日本の NGO のレポート等を反映して、相当程度内容が充実しています。この勧告がすべて実施すれば、日本における社会権の実現に多大な貢献をすることは間違いありません。再度繰り返して恐縮ですが、こういう勧告を、皆さんのまわりや関係者の人たちに広めるとともに、行政やその他関係機関に実現を求めていくようにしてほしいと願っています。そうしていかなければ、こうした人権条約の定期的報告制度の仕組みやそこでの貴重な勧告は十分な意味をなしません。

子どもの権利条約につきましては、『子どもの権利条約から見た日本の子ども』（2011 年、現代人文社）というフォローアップ本を出版するとともに、院内集会の開催等を通じて国会議員・政府・NGO 等によるフォローアップに努めています。今回の社会権規約についても、フォローアップ本を準備中です（『国際社会から問われる日本の社会権』－社会権規約委員会による第 3 回日本報告審査－（仮）現代人文社）。

この社会権規約を「忘れられた人権条約」にするのではなく、総括所見の実現に向けたとりくみを共に推進することで、私たちのよりよい生活をしていく上でのもっとも重要な条約の 1 つとして実現していくことができればと願いながら、私どもの報告を終わらせていただきます。

【子どもの人権連第 28 回総会】

講演に引き続き、第 28 回総会を開催しました。はじめに、加藤良輔代表委員からあいさつを受けた後、原ひとみ事務局員を議長に選出、和田明事務局長から「2012 年度活動報告と決算報告」、池浦芳則監査委員から「2012 年度監査報告」を受け、全員の拍手で承認されました。

その後、「2013 年度活動方針と予算案」、「2013 年度役員・事務局員選出」が提案され、これも満場一致で可決成立しました。

2013 年度活動方針（基調）

いじめの問題は依然として解決されず、子どもの自死が後を絶たない。競争原理や新自由主義が生み出す社会の矛盾が学校にも及び、子どもたちが自らの存在を肯定することができず、他者の人権を侵害する刹那的な生き方を余儀なくされている。国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して日本の子どもたちが過度の競争主義の学校制度で大変なストレスを抱えており、そのことが子どもたちの育ちにマイナスの影響を与えていると三度も勧告している。

6 月に成立した、いじめ防止対策推進法はこの勧告内容をふまえることなく、いじめの原因を子どもの心のありように求め、いじめ防止のために、保護者に規範教育の努力義務、教職員には道徳教育の義務を課している。加えて、子どもたちには厳罰化で対処しようとしている。規範教育の強化と厳罰化によって、表面上のいじめは少なくなるかもしれないが、それは見えにくくなっただけであり、いじめが深く潜行し、陰湿化することが懸念される。



いじめ問題を解決していくためには、子ども一人ひとりのストレスを解消し、自尊感情を高めることができるようにすることであり、そのことが可能となるよう、競争主義的な学校制度を改善することが必要である。また、子どもたちが自分の権利を自覚できる学習をすすめ、安心して相談でき、救済につなげていく「子どもオンブズパーソン制度」など権利擁護相談救済システムをつくることが重要である。

国連・障害者権利条約(2012年8月現在119カ国・地域で批准)の批准にむけて、日本政府は国内法の整備をすすめている。批准のために必要とされた障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法が制定され、今年度中に批准することが見込まれる。

障害者差別解消法は障害を理由とした権利侵害、合理的配慮の不提供が差別にあたると規定している。しかし、権利侵害とはどのような内容か、その具体が示されていない。今後、基本方針、ガイドラインが制定される際、差別解消が確実にされるよう求めているかなければならない。

東日本大震災から2年半が経過したが、子どもたちをとり巻く状況は依然として厳しい。とりわけ、原発事故のあった地域ではふるさとを失い、家族離散の状況で暮らしていたり、放射線の不安におびえながら暮らしていたりと、今もなお安心して生きる権利・育つ権利が奪われたままである。このような状況の中で、被災地の子どもたちやその家族が本当に必要としている支援は何なのか、政府・国の支援として必要なものは何なのか、私たちにできることは何な

のかを東日本大震災子ども支援ネットワークの活動と協力して、議論、提言し、子どもたちを主体とした復興・支援が行われるように横断的なネットワークを広げていけるようとりくんでいく。

厚生労働省は8月から生活保護費のうち食費や光熱費に充てる「生活扶助」の基準額を引き下げた。生活保護を受給している世帯の98%(約152万世帯)で支給費が減額される。厚生労働省は「近年の物価下落などを加味して見直した」としているが、就学援助制度や保育料免除などは生活扶助の基準額を参考に対象を決めており、低所得者の子育て家庭に広く影響する懸念は消えない。

高校授業料無償化に関しては、総括所見において「規約第13条(b)にしたがって完全無償の中等教育を漸進的に提供するため、締約国が、可能なかぎり早期に、入学料および教科書費を授業料無償化プログラムの対象に含めるよう勧告する。」とされたにもかかわらず、自公政権は高校授業料無償制度を見直し14年度より910万円を基準額とし所得制限を導入することをめざしている。同じく総括所見で、「高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。」と勧告されたが、除外を撤回する動きは見られない。

所得制限の導入は規約の理念を覆すものであり、仮に導入されたとしたら、高校生の4分の1弱に影響が及ぶことが想定され、生徒や保護者の経済的・精神的な負担を強いることになる。

朝鮮学校に対しては授業料の適用除外の他にも「補助金」をカットする自治体もあり、朝鮮学校の存続が危ぶまれている。所得制限の導入を阻止することともに朝鮮学校への適用にむけとりこんでいく。

子どもの人権連は86年の発足以来、教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてとりこんできた。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴・ロビー活動、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきた。これまでの人権連が果たしてきた役割を総括するとともに、組織のありかたを検討し、今後さらに子どもの権利条約や社会権規約の具現化にむけとりこんでいく。

子どもの権利条約や社会権規約の具現化にむけて、社会や学校においてさまざまな条件整備を行っていくとともに、私たち自身の意識改革も重要となってくる。「わたしたちは、子どもを一人の人として権利を行使する主体としてとらえてきただろうか?」という視点に立って教育内容や教育活動、学校のありかたを問い直すことが求められている。

今一度「子どもの権利条約」を読み解き、国連・子どもの権利委員会からの勧告をふまえ、条約の理念の具現化にむけて幅広に連携しながらとりこんでいく。

2013年度活動方針（具体的なすすめかた）

（1）「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続するとともに

に、震災復興に関わる子どもの権利実現の実践に対して、助成事業を特別枠で設ける。

（2）子どもの権利条約に関する学習会を開催する。

（3）市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化に努める。

（4）「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」の中心的役割を担い、国連子どもの権利委員会の勧告のフォローアップに努めるとともに、社会権規約NGOレポート作成に参画する。

（5）国連子どもの権利委員会等の会議に代表委員を派遣する。

（6）アジアにおける子どもの権利実現のため、第3回アジア子どもの権利フォーラムに参加する。

（7）新しい選択議定書（個人通報制度）のキャンペーンに関与する。

（8）バッジやリーフレット、ボールペンを使って「子どもの権利条約」について理解を深める。

（9）各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携を図る。

（10）ホームページの充実など広報活動の充実を図る。

（11）「いんふおめーしょん」とホームページを使って子どもの権利条約の啓発と会の広報をする。

（12）教育総研と共催し、いじめに関わる学習会を開催する。

（13）これまで人権連が果たしてきた役割を総括するとともに、組織の見直しをはかり、さらに子どもの権利条約、社会権規約の具現化にむけとりくむ。

子どもの人権連 2012 年度会計決算報告

1 収入（ろうきん）

項目	予算額	決算額
1 前年度繰越金	2,880,798	2,880,798
2 会費	210,000	210,000
3 寄付金	8,000,000	8,000,000
4 雑収入	200,000	801,155
5 繰入金	0	3,621,579
合計	11,290,798	14,913,532

2 支出（ろうきん）

項目	予算額	決算額
① 学習・研究費	4,800,000	2,776,678
①研究会議費	300,000	48,348
②派遣費	2,500,000	1,561,610
③調査費	500,000	0
①実践助成費	1,500,000	1,166,720
② 会議事務費	600,000	741,295
①事務局会議費	150,000	14,870
②事務費	400,000	721,380
③通信運送費	50,000	5,045
③ 広報費	5,800,000	4,997,562
①機関誌費	2,500,000	1,926,267
②HP 運営費	300,000	71,295
③広報費	3,000,000	3,000,000
④ 積立金	0	0
⑤ 予備費	90,798	0
合計	11,290,798	8,515,535

3 特別積立金（ゆうちょ）

繰越金	収入（会費）	支出	残高
3,466,869	154,710	3,621,576	0

貸借対照表

資産		負債	
普通預金（労金）	6,397,997	次年度繰越金	6,397,997
普通預金（郵貯）			
合計	6,397,997	合計	6,397,997

子どもの人権連 2013 年度会計予算報告

① 収入

項目	前年度予算額	予算額	備考
1 前年度繰越金	2,880,798	6,397,997	
2 会費	210,000	510,000	(団体、個人会費)
3 寄付金	8,000,000	8,000,000	日教組子どもの人権連カンパ
4 雑収入	200,000	200,000	
合計	11,290,798	15,107,997	

② 支出

項目	前年度予算額	予算額	決算額
① 学習・研究費	4,800,000	6,500,000	
① 研究会議費	300,000	3,000,000	研究会(総会・シンポジウム等)用旅費他
② 派遣費	2,500,000	1,500,000	海外派遣費 1,000,000 (国連社会権規約審査関係) 旅費交通費 500,000
③ 調査費	500,000	500,000	翻訳料等(国連社会権規約審査関係)
① 実践助成費	1,500,000	1,500,000	助成事業、震災特別助成事業
② 会議事務費	600,000	600,000	
① 事務局会議費	150,000	150,000	
② 事務費	400,000	450,000	
③ 通信運送費	50,000	50,000	
③ 広報費	5,800,000	5,800,000	
① 機関誌費	2,500,000	2,500,000	
② HP 運営費	300,000	300,000	
③ 広報費	3,000,000	3,000,000	
④ 積立金	0	1,500,000	周年行事、海外派遣
⑤ 予備費	90,798	707,997	
合計	11,290,798	15,107,997	

Report

2

親を失った子どもなど社会的養護を必要とする 子どもたちを巡って 「第9回 東日本大震災子ども支援意見交換会」 (2013.8.30)報告

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香



8月30日に東日本大震災子ども支援ネットワーク（以下NWと略す）の主催による第9回東日本大震災子ども支援意見交換会が衆議院第2議員会館 第1会議室で行われた。今回は両親を失った子どもたちや、その子を育てる親族や里親たちの現状を共有し、その子どもたちや里親を支援している人たちがどのような課題に遭遇しているのか、また遺児の子どもたちの支援や養育相談などに携わる現地からの報告を受け、情報の共有と意見交換が行われた。当日は、衆・参の国会議員関係者24名を含め合計103名の参加であった。

司会は、森田明美さん（NW事務局長）と荒牧重人さん（NW運営委員）。

1. 親を失った子どもたちの現状と 支援に関する問題の整理

森田明美

（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長
東洋大学教授）

家庭での養育が原則の日本社会において、家庭での養育が不可能な時、どのように家庭的な社会的養護を提供するのか。

震災による遺児は1,483人、孤児が241人。その子どもたち暮らしの状況を踏まえ、市民社会と国、県、基礎自治体が支援すべきことを考えねばならない。阪神・淡路大震災による孤児68人、親族により養育された子ども60人、知人による養育2人、自宅で生活5人、施設入所が1人というデータは行政や地域、家族の動向が分かる数値と考えられる。今回の震災では、現段階において親族による養育が約7割、親族以外の里親に養育されている場合はごくわずか。日本全体では父子家庭は1割強と言われるが今回の震災では遺児となったケースの4割近くが父子家庭と言われる。

東日本大震災子ども支援ネットワークでは、震災から3年目を迎えた5月5日にメッセージとして子どもの暮らしの復興への提言を行った。これは子どもや子育て家庭、地域の状況を

捉え、必要と考える支援についてまとめたもの。復興や復旧の中で、生活面・精神面での不自由さがある。これまで行われてきたイベント的支援からの影響も大きい。里親家庭の子どもたちに日常の暮らしをどう取り戻すか。そのための支援が十分に行われておらず、今後は子どもたちの暮らしの延長線上にある希望を、どう作り出していくのかを考えなければならない。福島県や宮城県では虐待件数が急増。親の暮らしが不安定なために、家庭で暮らす子どもたちの安全や安心が十分に確保されていない。宮城県女性相談センターに寄せられる相談の中でもDVが増加しているという。

2. 親族里親など被災地の里親子に関わって

ト蔵康行

(宮城県里親連合会および日本ファミリーホーム協議会)

2011年11月より県から委託を受け、安心子ども基金を財源とする里親支援事業を実施。震災孤児の養育状況としては135人。ここには離婚した後、震災により親権を失っていた親に引き取られる場合や施設入所の場合も含む。うち施設入所1人は震災前から親族里親のもとで暮らしていたが、震災により養育する者がいなくなり、施設入所となったケース。

宮城県では震災後、孤児を養育する方たちに児童相談所が里親制度の利用について説明。親族里親の要件が直系の親族以外の叔父や叔母にも里親手当支給されるよう変わった際にも里親制度利用を促進してきた。仙台市や他県に転出

した子どもの85人の里親が里親制度を利用。一方、里親制度を利用しない場合も。祖父母が養子縁組を行うケースで制度を利用せずに頑張るという里親や金銭目的で子どもを預かっていると見られたくないために里親登録していなかった例もある。そうした中で、当初制度を利用せずにいた里親のなかで1年が経過し、制度利用を申請するケースも出ている。

宮城県の子育て支援課のよる8月1日現在の宮城県内における里親制度の利用状況として、中央児童相談所、東部児童相談所、気仙沼支所、北部児童相談所の4つの相談所の親族里親と委託された子どもの数、養育里親の世帯数と子どもの数のデータがある。一番被害が甚大であった石巻市は東部児童相談所管内、内陸にある北部児童相談所は地震による直接の被害は少なかったが、沿岸部で被災した子どもが内陸部在住の親族に預けられて生活している状況がある。震災から3年目を迎え、里親制度を利用される家庭は減少。当初高校生以上が43人であったが、その時の子どもが高校を卒業し、措置解除をされるなどしたため40世帯に対して52人の子どもがいる。

里親会では親族里親支援事業の中で、里親への具体的な傾聴方法やグリーフケアについての研修を実施。中心となるのは宮城県里親会、東北大学の震災こども支援室(※以下Sチルと略す。)と里親サロンを共催。Sチルは臨床心理士や保健師を中心に構成され、電話相談や子どもの相談を実施。外部から寄付を原資に10年間継続して、子どもたちの支援を実施する。各児童相談所から親族里親へ案内を配布し、児相の里親担当の方が同席し、サロンを開催。気仙



沼での開催の場合、児童養護施設「旭ヶ丘学園」の児童家庭支援センターの相談員が同席する。これまでの開催の状況は石巻市で5回、気仙沼市で4回、東松島市で3回のべ56人、16世帯の参加。新しい方が来所されるというよりは、継続して訪れる方が多い。

里親サロンを実施して見えてきた課題として、養育里親自身も身近な親族を失っており、養育者への心のケアの必要性があった。祖父母で養育しているケースも多く、高齢化、健康問題は大きい。病気の祖母が孫の面倒を見たり、自分の孫が20歳になるまで面倒を見られるのかといった不安を抱えている。今後は祖父母が亡くなった後の孫の養育を誰が行うのかといった問題も出てくるだろう。

孤児・養育者の震災以前の生活の距離の差は大きい。震災以前にほぼ孫と関係がなく、親族がおらず、引き取ったケースもある。いきなり子育てをして、苦勞を感じているケースや、子どもとの関係づくりに戸惑っているケースも。サロンに参加している里親たちは生活が落ち着く中で、子どもの特性を見ることが出来るようになり、丁寧に子育てをする里親が増えている。特に気仙沼市でのサロンにおいては里親同士の関係が深まり、自分だけが苦勞しているのではないと、サロン終了後に里親同士で話しをする姿が見られる。いつでもサロンを訪れることが出来るような環境があることで、里親たちには大切だと考えている。また孤立化を防ぐことも目的で、周囲に事情を話すことが出来ない里親や、すでに学校との関係を終えた祖父母世代が相談できる関係性や場所もない状況である。

里親子支援の課題としては、①住環境整備の

課題は大きく、東部児相管内で7世帯、気仙沼児相管内で3世帯、中央児相管内で1世帯。仮設住宅に住む里親も居り、狭い環境の中で子どもが増え、ストレスを感じている人もいる。養育と住環境による負担を強いられている状況。

②継続的支援が必要。震災後1年が経ち、児相の職員が疲弊して異動したケースも多く、そうした場合、また最初からの職員と里親と里子の関係構築を始めなければならない。③子どもとの距離が大きい里親の中には、「子どもには支援金が出るが、自分たちには支援がない。」と経済的な負担を感じているケースもある。④参加する里親たちからは、サロン継続を求める声が多く、継続のための財政的な支援をお願いしたい。⑤思春期を迎える遺児や孤児への対応ができるよう支援を備えることが必要。宮城県内ではDV被害が急増。社会的養護の予防的支援として、今の生活の質の向上、仮設住宅からの自立、就職できるような支援が求められる。沿岸部にはひとり親家庭が多く、家や仕事を失って困難な状況にある。里親家庭を孤立させないために、児童相談所を中心に市町村、要保護児童対策地域協議会、子育て支援サービスなどの複数の目で里親たちを見守る必要がある。

3. 広域に点在する親を失った子どもたちを支援する

八木俊介

(あしなが育英会レインボーハウス)

東日本大震災後、あしなが育英会では募金を集め、特別一時金として、2076人の子どもたち一人ひとりに282万円を支給。2年前に作成

した日本全国に散らばった遺児・孤児の状況を見ると、福島県南相馬市では29人、岩手県宮古市では48人、石巻市が300人以上、岩手県陸前高田市が200人以上の遺児がいる。

今年の1月に特別一時金を支給した家庭800世帯の保護者にアンケート調査を実施。福島県の場合、被災3県以外の各都道府県に転居されている場合が多い。調査対象者は母子家庭が5割、父子家庭が3割、両親が居ない孤児が16.9%。この16.9%の内の7%が叔父・叔母に引き取られている。16分の1が実兄・姉と共に暮らしており、児童養護施設に入したケースは2人。保護者に遺児たちが被災体験で親以外に失くしたものを聞いたところ、学校の友人を亡くした(または行方不明)25%、津波に襲われた17.1%、津波に襲われる人たちを見た11.9%、兄弟・姉妹が亡くなった(または行方不明)11.7%、遺児自身が津波に襲われた・学校の先生が行方不明3%。また、震災後の子どもたちへの心身への影響については「揺れに敏感になった」約3割、「暗闇が怖い」12%。保護者たちが望む支援として「子どもたちの心や気持ちを支える活動」41.5%、「子どもたちの学習支援に関わる活動」35.7%となっており、経済的な支援に加えて、子どもたちの心のケア、学習支援を要望する声大きい。

来年3月、遺児や孤児をサポートする基地として岩手県の陸前高田市、宮城県の石巻市、仙台市にレインボーハウスをオープンし、子どもの心のケアや学習支援を実施する。石巻市と仙台市は、既存の建物を改修して使用する予定。レインボーハウスでの活動を通して、子どもたちに一人ではないという事を伝えたい。なぜな

ら、被災地の子どもたちの中には、両親がいないのは自分だけなのではないか。また、自分も親と同じように長生き出来ないのではないか、と思っている子どもがいるから。とりくみを通して同じ体験をした人がたくさんいることを知って、仲間を作って、それを励みに頑張りたい。子どもたちが頑張って、自助・自立できる場所にしたい。また、被災地のインフラとしてぜひ活用して欲しい。遺児・孤児だけではない、一般家庭の子どもたちや障がいを持つ子どもたちにも利用してもらいたい。その際には、他の団体の方々にもご協力を頂き、支援のノウハウを教えて頂きたい。

阪神・淡路大震災と比べ、今回の震災では①広範囲に多数の遺児がいる。②復旧、復興が遅い、原発問題、復興による格差が起きている。③被災地に対しての無関心ではないかと現地では感じている。④遺児・孤児への支援情報提供が集約されていない状況にある。

里親である祖父母や叔父・叔母に代わり、後見監督人による法律相談対応や手続きが出来るようになったが、手続きの際の手数料に係ることを知らされていなかったり、子どもの戸籍に後見監督人の名前が残るなどの問題が起きている。それらの説明が遺児や保護者に十分に伝わっていないケースがある。制度が里親と子どもにきちんと伝わるようなシステムが必要。また、絶対的なマンパワー、ボランティア不足が課題。今後は資格取得のために必要な実習やインターンにおいて、被災地でのボランティアを単位認定できるような積極的な制度の見直しを求めている。



4. 地域で暮らす親を失った 子どもたちや被災した子どもたち と家庭を支援する

船野克好

(児童家庭支援センター大洋)

児童家庭支援センター(※以下、児家センとする。)は、児童福祉法で定められた子どもとその家庭に関わる相談支援事業を行う児童福祉施設。事業内容は①地域・家庭から相談に応ずる事業②市町村の求めに応ずる事業③児童相談所からの受託による指導④里親等への支援⑤関係機関等との連携・連絡調整。のように、地域のニーズに合わせた様々な支援が実施されている。

センター大洋は2001年に岩手県から委託を受け、児童福祉施設大洋学園に附置され、今年度で13年目。岩手県の気仙地域と呼ばれる大船渡市、陸前高田市、住田町といった人口にして7万弱の地域で、訪問相談によるアウトリーチの支援に力を入れて活動している。

昨年度の相談件数はのべ2137件(震災支援活動を含めた数値)。2001年度(年度途中の8月から事業開始)の相談件数は300件ほどであったが、右肩上がりに増加。

その他に震災に関連する活動として、①近隣地域・福祉施設・避難所への応急的支援…心身の健康チェック・傾聴ボランティア・通院支援など(急性期)。②子どものこころのケア…災害派遣チームとの連携(急性期)、岩手県児童家庭課による「気仙・子どものこころのケアセンター」事業の受託(2011~2012年度)など。③震災による遺児孤児家庭・里親家庭への支援

…あしなが育英会との協力(2011年~)、本体施設に里親支援専門相談員を配置(2012年)、レスパイトケア・交流事業(2013年)。

課題と提言として、①子どもの心のケアについて：岩手県内では児童精神科医の不足、県内での医療面からの子どものこころのケア体制については、岩手県では2018年度までの見通しであり、その後は未定。「いわてこどものケアセンター」は2013年度の5月より、岩手県が岩手医科大学へ委託し、医大の矢巾キャンパス「災害時地域医療支援教育センター・マルチメディア教育研究棟」内に置かれた。そこから沿岸の3市にランチという形で、片道2時間かけて医師や心理士が訪問。震災後に新たな資源が出来たことで顕在化された課題やニーズも多い。また、現在支援を必要とする子どもが大人になった時には、親としての課題へと形を変える可能性が考えられ、そうした場合への対応が必要。そのため、子どもの心のケア体制の継続を強く望む。

②里親支援(里親連携)について：行政・児相・里親会・児童福祉施設等が、地域における今後の里親支援(連携)の在り方をイメージできていない状況。モデルとなるような先駆的な地域活動についての情報が欲しい。もしくはきっかけ作りとなる事業を行える機会が欲しい。また、遺児・孤児家庭支援については、専門機関による選択的な支援だけでは、敷居が高くニーズに合わない。かといって問題が起きるのを待っているのではなく、予防的に関わっていくために、より日常に寄り添った支援が必要。

里親レスパイトキャンプおよび交流・研究会を今年の8月2日~4日を実施。神戸・大阪で

活動されている家庭養護促進協会での活動をモデルにしたものであり、全国児童家庭支援センター協議会と、日本ユニセフ協会が企画した被災地域の支援者に対する研修会の中で我々も知り、学ぶことができた。キャンプの目的は、里親が休息するためのレスパイトケアとして、更に里親と里子、施設職員が集まり今後の里親養育の礎となる連携・協力関係を構築すること。

次年度以降は県との協議を元に継続をしたいと考えている。里親家庭内においては、同じ屋根の下で暮らしながら里子だけが支援を受け、実子は受けられないという内容の支援が多いため、結果的に支援の誘いを断っているという話がよく聞かれる。そのため参加対象は被災による遺児・孤児・里親家庭のみではなく、その家庭の実子や実孫も招くなどの自然な集まりとするのが理想的。今回のキャンプも対象者を柔軟に設定したことで、参加を前向きに考えてくださった里親がおられた。公的に、あるいは制度的にも、このような柔軟な里親支援のあり方を許容してもらえれば、地域への普及啓発にもつながる。

③要保護児童対策地域協議会については、岩手県内外を問わずほとんどの市町村に設置済みではあるが、十分に機能しているのは一部のみであるという状況で、また取り扱う対象が虐待ケースのみになりがち。遺児・孤児・里親家庭を「要支援」の対象としてとらえて、「要保護」にさせないよう地域が一丸となり、予防的にとりくむことが望まれる。また、気仙地域では要保護児童対策協議会について、学校現場・担任レベルまでの周知が充分ではなく、また、熟知した教育委員会の指導主事や学校管理職につい

ては2年程度で異動が行われるため、学校現場に根付かない。

そして、協議会の可能性として、家庭全体への支援やライフサイクルを見据えた包括的な支援を果たしていくことが望まれる。

④施設職員の人員配置について、岩手県、特に気仙地域においてはもともと保育士や社会福祉士、心理士等の有資格者が不足している上、児童養護施設では不規則で流動的な労働時間等の条件があるために全国的に離職者率が高い。さらに震災後には、当たり前の生活や仕事、子育てがし辛いという理由から帰省就職者の減少が懸念される。十分な体制が施設内にとどまらず地域全体として整えることができなければ、結果として施設における子どものケアの質への影響が考えられる。また、児家センでは相談件数が年々増加し、地域の方々から活用されるほど委託費だけでは賄いきれなくなる現状があり、児童養護施設等の本体施設から予算を持ち出すことを前提に運営している児家センが増えている。そのため、児童養護施設ではワークライフバランスを考慮した人員配置や被災地における有資格者の人材確保、働きやすい・子育てしやすい地域環境づくりを考えることが求められる。また、児家センでは、活動実績に応じた人件費の増額をお願いしたい。

5. 厚生労働省からの報告

今年の3月まで厚生労働省子どもの支援室を担当していた為石課長は、東日本大震災により親を亡くした子ども及びひとり親に対する支援対策等について説明。児童相談所によると、孤



児は2013年3月1日現在241人(岩手県94人、宮城県126人、福島21人)、遺児は2013年3月1日現在、1,483人(岩手県487人、宮城県857人、福島県2,139人)が確認されている。

児童相談所は子どもたちにとって、出来る限り親族による引き受けを調整し、その際に必要に応じた親族里親制度の利用を進めてきた。親族による里親認定は122件となっているが、全数ではない。中にはもうすぐ成人するような年齢の子どももあり、里親制度を使わないが、子どもたちの面倒を見るといった家庭も。実際に児童養護施設に5人が入所し、内2人は震災前から入所していた。ひとり親家庭への支援だが、被災したひとり親家庭には経済的支援、就業支援など様々な支援を実施。

子どもの心のケアについては、被災県で様々な政策を実施。安心こども基金を積み増しするなどして、被災県がニーズに応じた支援が出来るよう対応。震災直後に心のケアに関する知識を掲載した手引きを配布。東日本大震災中央子ども支援センター協議会を母子愛育会内の研究所に設置し、被災県と共に震災支援への対応。非常に資源の少ない地域での震災の発生ということで、県内だけの支援策のみでは支援が困難であったことから、児童精神科医の派遣の調整などを行った。

次に被災した各県での子どもの心のケアに関するとりくみについては、岩手県内には3か所のこどもの心のケアセンターを設置し、児童精神科医や臨床心理士による支援を実施。宮城県では児童精神科医と臨床心理士がチームを組んで、各所を巡回し、きめ細やかな支援を進める。また、乳幼児健診の際に臨床心理士を派遣し、

検診を受けた母親が相談できるような体勢を整えている。福島県では、こどもの心の相談会や乳幼児を持つ母親たちの不安等の相談と対応を進めてきた。また、ケアする支援者や保護者に対する研修も実施。

岩手県は里親会による親族里親の支援を、行政が介入し辛い隙間の問題について、民間の方たちに協力してもらいながら進めている。ひとり親家庭になった親たちへの訪問支援、「わんぱくキッズ招待事業」として、子どもが集まる活動に対してバスハイク等の費用を支援。宮城県に置いては、NPO等の子育て支援団体へ助成措置や、親族里親に対する研修会やサロンを開催。ケアする側の理解を求めるものと、ケアする事での様々な苦労話を共有化できるとりくみとなっている。福島県の場合には県外に避難者が多く、県外避難者への交流会や相談会を実施。東日本大震災は被害が広域に渡り、かつ被災者たちは被災前の生活に戻ることが出来ない状況。子どもたちも被災体験の他に、その後に生活環境の中に様々な変化が起こっており、子どもたちの将来に影響する可能性が大きい。多くの子どもたちは親を失っただけではなく、祖父母、兄弟姉妹、友人を亡くした体験を持っている。通常こうした体験というものは、子どもの周囲が安定していれば、一定の期間で回復していくが、今回の震災の場合にはそのような環境が得にくい状況にあり、子どもたちの回復を遅らせる可能性がある。阪神・淡路大震災のデータによると、5～6年後に問題が起こるという場合もあった。子どもの今後の生活の中で起きる問題が、以前の体験と重なって、いつ発症するのかが分からない状況にある。しかし、それ

は行政だけの力では不可能なため、子どもたちに関わる方々が、子どもたちの問題に気づき、協働しながら、今後数年間に渡り、子どもたちをフォローしていく必要がある。

6. 文部科学省のからの報告

震災で親を亡くした子どもへの心のケアに関する 2014 年度の概算要求は、2013 年度予算とほぼ同等規模を要求の予定。緊急スクールカウンセラー等派遣事業では、①心のケア対応（スクールカウンセラーの派遣）②進路指導・就職支援（進路指導員の派遣）③障害のある子どもへの支援（外部専門家の派遣）④生徒指導体制の強化（生徒指導の経験が豊富な人材を派遣）を実施。現在、自治体からの要望を受け、スクールソーシャルワーカーの派遣事業や学習支援事業の支援などのとりくみも展開。2012 年度には、90 ほどの団体と委託契約しており、約半分は自治体との契約。被災した子どもが他県に転学した場合でも、被災した子どもへの支援が可能という事から、他県の自治体との契約も行っている。派遣するための専門家が不足しているために県外から 3 県にスクールカウンセラーが派遣されている状況。実人数 23 年度は 900 人弱、のべ人数は 2,300 人、一人の方が 2~3 回派遣されたことになる。2013 年度は実人数は 200 人、延べ人数は 4,700 人、一人の方が 24 回程度とといった具合に継続的な支援を実施。

教職員への心のケアについては、被災した子ども達にとっては人格的な触れ合いが大切。緊急スクールカウンセラー等派遣事業において、子どもや教職員への心のケアあるいは教職員への助

言や援助を実施。2011 年 11 月には、教職員のメンタルヘルスに積極的にとりくむようにと通知を出した。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金については、H23 年度よりとりくみ、幼稚園、小・中学校、高等学校、私立学校、特別支援、専修学校・各種学校において必要な支援を実施。日本学生支援機構による大学生向けの奨学金事業の充実については、被災による影響で経済的理由により進学等を断念するなどのないよう、奨学金の貸与人員を大幅に確保。被災した学生については優先的に奨学金の貸与を受けることが可能。なお、貸与後に経済的困難が続く場合には、通常 5 年の返還猶予を弾力化できるよう進めている。

7. 復興庁からの報告

復興庁は職員 200 人で対応しており、現場の最前線でのとりくみの情報を聞くことができ、感謝している。子ども被災者支援法の関係で、同法に基づく基本方針を政府が策定することとなっているが、基本方針案が本日公表された。9 月 13 日までパブリックコメントを募集後、閣議決定となる。

8. ご参加頂いた方々との意見交換

続いて、参加された方々との意見交換が行われた。森田事務局長が遺児や孤児などの家族・家庭の形の変化の情報は、学校などでどの程度提供されているのかと省庁に質問。厚労省は、児童相談所が里親に子どもを委託した場合、基



本的には児童相談所がその子が成人するまでサポートすると回答。文科省は、2011年4月から定期的に教育委員会に対して被災した生徒や児童への心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、子どもたちのケアに努めるよう通知はしている。この際、同様に関係機関との連携についても触れており、児童の実態把握に努めるよう指導していると回答。報告者の船野さんは、地域で要保護児童対策協議会を開催したところ、教育委員会の立場からは指導主任の先生が来て下さるが、教育委員会の先生が学校の教員と、どの程度ケースを共有しているのかが分からない。スクールカウンセラーは個別カウンセリングに限らず、教職員への助言などを行い、地域の関係機関とのつながり方なども十分に話し合っており、十分な連携が実現できているように感じると述べた。森田事務局長は、県の児童相談所が対応する里親子など個々の子どもや家庭を基礎自治体レベルで支援するためには、地域の子育て家庭や子どもを支援する保育園や学童保育、地域の児童館などと丁寧につないでいかないと、里親が里子を地域の中で育てるときに起きる課題を、施設の中で暮らす子どもと同じように解決していくことは難しい。地域で里親子への支援を特別にすることと共に、従来の一般的施策を充実しないと、地域での里親子など社会的な養護を必要としている家庭の抱える課題を克服することは難しいと見解を述べた。

参加者からの発言があった。福島県の児童養護施設青葉学園の神戸信行園長は、福島県の抱える問題は中に問題が閉じ込められており、忘れ去られていくというのが、福島県民の共通の

心情だと思う。よく何を支援すれば良いかと聞かれるが、何よりもつながってほしい。福島県は未だ復興には行きついておらず、震災関連死がいまだ続いており、震災の渦中にある。全国に母子だけの避難が多数。今後福島県の子どもたちは差別と闘って行かなければならない。こうした状況を共有できる教育プログラムとして放射能教育が求められるとした。

子どもグリーフサポートステーションの西田正弘さんは、子どもたちの状況としては「死」がひじょうに近い状態であり、自分が成長するまで、祖父母が生存しているのかなどの不安を抱えている。課題としては、コミュニティレベルで、どのようにサポートを作っていくか。小さな場所を借りて、色々な子どもたちが集まるために、サポーターを養成しておくことも大切。養成時には事前の十分な研修を行い、質を保持する事が重要だとした。

全国里親会の木ノ内さんは、震災後に被災地を回った後に、厚労省に近隣里親を作れないかという申し出をした。しかし、親族は三親等内に留まり、血縁関係では無い近隣のおとなが里親になる仕組みは実現しなかった。諸外国では地域里親が普及。親元で暮らせなくなった子どもが学校の野球のコーチの里子になるといった具合に、子どもが信頼できるおとなを見つけ、里親里子になる仕組みを紹介。

宮城県石巻市のNPO法人みやぎ子ども養育支援の会の木村さんは、不登校の相談が増加し、宮城県が中学生の不登校ワースト1となった。里親をしているが、日中の仮設住宅にお子さんがいる状況。親が朝早く仕事に出かけ、子どもが学校に行けたのか、スクールバスに乗れたのか

かも分からない。学校の職員も被災しており、精神的にダメージを受け、退職をするケースもたくさんある。お預かりする里子の親自身が軽度発達障がいや軽度の知的障害である場合も。学校へも週に1回でも良いので、カウンセラーの巡回をお願いしたが、個々のお子さんへ十分に対応が出来ない状況。300人規模の中学校で週に2人のカウンセラーが巡回しているような状況。行政にどんなに素晴らしい制度や法案があっても、市町村に尋ねると、それらを把握しきれておらず、活かしきれていないと述べた。

9. 国会議員からの発言

宮城県選出の民主党衆議院の郡和子議員は、昨日もインターンの(震災当時は内陸部在住の高校2年生)大学生を連れて沿岸地域を回ってきた。彼は津波による影響を受けた地域を見て、命についての問いを感じている様子であった。現在、被災地では中学・高校生の修学旅行の受け付けも増えており、被災地を実際に訪れてもらう事が学びや支援につながるので、応援したい。復興への道のりは長い。特につらい思いをした子どもたちは、笑顔であっても、心の内には厳しいものがある。

福島選出の自民党衆議院の菅野さちこ議員は、震災を自宅で経験。5月中旬に気仙沼市でボランティアをした際に、子どもを失くした親がひじょうに気になった。気仙沼市役所の窓口と福島県いわき市の社会福祉協議会で、遺児・孤児がどれくらいいるのかを訊ねたところ、教えてもらうことが出来なかった。このように、実際には子どもたちの現状が十分に分からない

状況。特に福島県は多重事故災害に見舞われており、今後への不安も大きい。子どもたちにとってのこれからが大切であり、身の安全、心の安心を子どもたちに保障しなければならない。

みんなの党参議院真山裕一議員は、経済的な支援の必要性を訴えると共に、被災した子どもたちの中には3～4歳の小さい子どももいる。その子たちの成長に合わせた継続的な支援の必要性を述べた。現地ではボランティアが不足。支援を阻む縦割り行政も課題。支援を継続する側の公官庁の担当者の異動についての検討についても触れた。

みんなの党参議院薬師寺みちよ議員は、癌の看取りをやってきた医師であり、グリーフケアにとりくんできた。縦割り行政の弊害 医療・福祉・介護の現場から関わっているが、現場は生活であり連続性がなければ支援にはならない。子ども被災者支援法にそのことが書き込めるように、パブリックコメントの記入もお願いしたい。東北の地域性として、我慢強く、弱みを他人に見せてはいけないといった考え方から、支援がある場に赴くことが出来ないことを実感している。そうした人々にも支援を受けてもらうにはどうしたら良いかを、現地の人々と考えていきたい。

宮城県石巻選出の自民党衆議院大久保美代議員は、立候補前はスクールソーシャルワーカーとして子どもの支援に携わってきた。地域の里親制度として、養子縁組あっせんの法案についてとりくんでいる。子どもの支援と成長を見守っていきたい。

民主党参議院神本美恵子議員は、震災で親を亡くした子どもたちの事を一番に考えていると

述べ、昨年文科省の政務官であった際の話に触れた。震災前は放射線教育に関する安全神話にもとづく副読本を原子力機構が作成していた。

福島原発事故については、少量の追記がなされただけ。低線量被曝の影響を含めた放射線教育が盛り込まれていないことから改訂するところまで決定し、政務官を退く形となった。その後の副読本の検討については把握できていない。先日、子ども被災者支援法については超党派の議連があり、ヒアリングを実施。国会の意思で作った議員立法だが、政府はきちんと基本方針を定め、子ども被災者への支援を実施と書いてあるが、成立して1年以上が経過した今も基本方針や計画も出来ていない。支援対象地域の線量基準の決定に難航している状況が実施の行く手を阻んでいる。まずは広い区域で支援対象区域を決めて、支援を実施し、後から線量基準を決定する方法もあるはず。

11. まとめ

最後に3人の報告者からは、今回の震災では、場当たりの支援な場面も見られた。今後は災害に対するマニュアル作りや、様々な制度を実施するための財源的な裏付けの必要性がある。(ト蔵)被災地で暮らす者として、ひじょうに心強い。(船野)愛情が子どもたちの癒しと暮らしと成長を支えるとして、今後の支援の継続を求める。(八木)と言葉が述べられた。

森田事務局長は、時間の経過と共に深刻化する子どもと子育ての問題に対して、市民社会、企業、行政、国と県と基礎自治体が協力して、子どもたちのために事業にとりこんで欲しい。

本日の報告や発言を行政の施策の中に活かして頂きたい。NWでも一人ひとりの意見が具体的な活動として展開に結び付けられるよう活動を継続していきたいと述べた。そして広域で亡くなった方々の情報と子どもたち個人情報、どのように守るのか。一方で、子どもたちの情報を地域の方たちに伝えながら、この問題の深刻さと状況、問題へのとりくみに対する緊急性について、私たちの認識をどう共有するのか。子どもたちが毎日の暮らしの中での希望につながるような支援を継続せねばならない。市民、国会議員地方議員、省庁とが同じ場所で共に意見を交わすことが、縦割り克服の最も良い方法であり、重層化した行政と現場と市民社会がつながることが重要と付け加えた。

11月8日に開催する第10回目の意見交換会では、これまで開催した9回の意見交換会の成果と今後の課題について、省庁や各自治体と確認をしながら整理を行う会としたい。各党派にもお願いして、事前に見解をまとめて頂く予定であることを伝え、盛況の中で第9回目を迎えた貴重な意見交換会の場を締めくくった。

Report

3



子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり 第12回「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2013報告

東洋大学、子どもの人権連代表委員 森田 明美

- 日時 2013(平成25)年10月19日(土)～20日(日)
- 会場 松本市中央公民館(Mウィング)
- 主催 「地方自治と子ども施策」
全国自治体シンポジウム2013
実行委員会 松本市

このシンポジウムは、子ども施策のあり方やまちづくりの展望などについて、自治体関係者と研究者・専門家等が連携・協力をしながら、情報・意見交換や研修をする機会であり、さらに創意工夫あるとりくみをしている自治体をネットワークしていく機会になっています。

このシンポジウムには、子ども施策やまちづくりにとりくんでいる議員や市民・NPOなども参加しました。

12回目を迎える今回のシンポジウムは、子どもの権利条例を制定し、「子どもにやさしいまちづくり」を推進している長野県松本市で開催されました。全体テーマは、「子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり」をテーマに子どものいのちと暮らしが危機にさらされている現実のなかで、そのいのちや暮らしをどう守っていくのか、子どもの学びをどう保障していくのかなどについて検討されました。

1日目の全体会では、韓国で子どもの暮らしと学びを支える自治体づくりを先進的にすすめ

ている京畿道教育監（選挙で選ばれた教育長）である金相坤さんに記念講演をしていただきました。そのあと、いのち・暮らし・学びの保障に向けて精力的にとりくまれている菅谷昭・松本市長、泉房穂・明石市長、池山世津子・渋谷区教育長によるシンポジウムを行ない、全体テーマを深めていきました。

2日目の分科会では、①子どもの相談・救済、②子どもの虐待防止、③子どもの居場所、④子ども参加、⑤子ども計画、⑥子ども条例にかかわる常設分科会のほかに、「子どもと健康」と「いじめ防止と自治体」の2つの特別分科会を設けて、全体テーマを具体化していきました。さらに、今回から新しい試みとして、分科会の枠を越え、自治体関係者が日頃の悩みや課題などについて、昼食を取りながら自由に話し合う「ラウンドテーブル」を設けられました。

今回の報告では、全体会（1日目）と、第1分科会と第4分科会（2日目）の報告をします。

<第1日目報告>

第1部の特別講演では、韓国京畿道教育監・金相坤（キム・サンゴン）さん（以下「教育監」）から、「子どもの暮らしと学びを支える韓国京畿道の挑戦」と題して、韓国の学校教育と子ど



もの育ちの問題と京畿道児童・生徒人権条例の意義についての講演がなされた。

また、事前に配布された報告集を元に報告がなされた。以下、報告集を元に報告内容の概要を示す。

京畿道児童・生徒人権条例が交付されて3年が経過した。ここには、児童・生徒の捉え方について間違っていた視点の改善と韓国における教育のあり方に関する根本的な問いとその回答が含まれている。また、教育の名のもとで行われた恣意的で、反人権的な慣行と文化と暴力が真の教育にふさわしいものだったかも問い直している。

韓国の子どもたちは、世界で一番長い時間勉強をしていて、一番少ない睡眠時間である。何より教育が他人と共に生きていく価値より、自己中心的で排他的な競争を強調してきた。その結果、子どもが学校と学びから離れていく状況が生じた。

教育監として「教育革新政策」を推進してきた。具体的には、学校教育を見直し、幸せな未来を開く教育を「革新教育」と名付け、国民からの支持を受けることができた。公教育のパラダイムが以下のような原則のもと変化すべきと考えている。

教育は競争ではなく、協働・協力であること
教育は成績ではなく、成長であること、そして学校の成果は選抜効果ではなく、学校教育の効果であること
支持と統制で働く教育ではなく、自律と自治を尊重すること

教育費負担を私負担から国家負担に変えていくこと

教育結果を個人責任ではなく、共同責任に変えていくこと

これらを実現する方法として、先に挙げた「革新学校」である。革新学校は、多様で特色のある教育活動の実施、教職員・保護者たちの自発的な努力、子ども自身の学習能力の高まり、教職員の業務軽減などの努力が子ども・保護者・教職員の学校生活満足度を高くしている。一方で、革新学校に対する組織、予算、政策は決して充分ではない。しかし、教職員や保護者、地域からの積極的なサポートを受けることができている。

また普遍的な教育福祉の推進にもとりくんでいる。経済的に困難な子どもであっても、学校で差別を受けずに、どの子どもも均等な教育機会が提供されなければならない。保護者の経済状況によって、子どもの成功する機会が制限されてはならないことは教育の基本的な原理である。

子どもたちを対象とした様々な統計では、子どもが置かれている厳しい現実を明確に表している。速いスピードで進行している教育格差、大学受験と成績によって序列化される学校文化は、暴力を慣行、教育という名のもとで正当化されている。結果、学習への負担感が一番高く、家庭や学校で受けている暴力も多い。校内暴力は低年齢化し、凶暴化している傾向が見られる。さらに、いじめと暴力の果てに子どもたちが相次いで自殺している。これら、子どもをとりまく環境は、どんなに反人権的で、反平和的なもの

かを示すもどかしい指標となっている。

京畿道児童・生徒人権条例を制定する上で重視したのは、制定のプロセスが児童・生徒の人権の現実に対する社会的な合意を生み出す機会にしなければならず、そのために、制定プロセスを徹底し、すべてのプロセスを透明に公開しながら進めてきた。事実、条例の草案が発表されてから、多くの議論がなされた。とりわけ次のような反対意見が見られた。

条例は贅沢で、時期尚早である
条例は未成熟な子どもにわがままな行動・暴力を助長する反教育的なものである
条例は教権を墜落させ、教職員の生活指導を難しくする

これらの反対に対し、京畿道児童・生徒人権条例は養育の本質を追求しようとするものであることを市民団体とともに冷静に説得し、対応してきた。そして、京畿道児童・生徒人権条例が公布された。

京畿道児童・生徒人権条例の今後の課題として次のことが挙げられる。
人権は法律や条例が制定されたからといって保障されるものではなく、人権の価値と哲学が構成員たちの間で共有され、これが1つの国家的・社会的、個人的な行為の規範になることにより、やがてその法律や条例は効果をもたらす。
京畿道児童・生徒人権条例は一切の体罰を認めていないが、政府は間接体罰を認め、教育監が持っている校則認可権を廃止するなど、政府と見解が違う。

児童・生徒の人権と教権が衝突する

これは、韓国における教育が発展していく上で必然的に克服しなければならない課題である。

第2部のシンポジウムは、「子どものいのち・暮らし・学びを支えるまちづくり」と題して、「いのち」について菅谷昭松本市長、「くらし」について泉房穂兵庫県明石市長、「学び」について池山世津子東京都渋谷区教育長からそれぞれ報告がなされた。

菅谷 昭さん（松本市長） 「子どものいのちと 健康寿命延伸都市・松本の創造」

松本市における子ども施策をご理解いただく上で、松本市自体のまちづくりの方針について説明していく必要がある。

松本市は、健康長寿延伸都市を実現するために、医療、経済、環境、都市基盤、地域、教育文化等の健康を目指した。そして、そのためにまちづくりの方針として、単に生きるのではなく、その質、内容を高め、行政主導ではなく民主導へ、そして20年から30年先を見据えたまちづくりを実施している。健康長寿延伸都市の具体的な方法として、「3Kプラン」（健康づくり、危機管理、子育て支援）をとりくんでいる。

子ども施策に関わることとして、2009年度に子ども部を創設し、松本に相応しい子育て支



援のあり方を検討しはじめた。特に重視したことは、教育委員会、健康福祉部との協働、市民から見てわかりやすいワンストップ行政サービスの提供であった。

子どものいのちを守るとりくみとして、子どもの生活習慣改善事業を実施した。パイロットスタディ、調査から保健指導プログラムのモデルを生成し、アレルギー対応食提供事業や発達障害児支援システムである「あるぷキッズ支援事業」の立ち上げを行った。

松本市子どもの権利に関する条例の制定について、2009年から権利条例に着手した。札幌の上田市長から多くのアドバイスをいただいた。アドバイスの中で、焦らずじっくり制定するプロセスの重要性を知り、慎重にやっていると検討開始した。結果19回の会議を実施し、2013年4月に施行された。松本市の子どもの権利条例策定において強調したことは、子どもが主語になる条例文を作ることであった。

泉 房穂さん（明石市長） 「暮らしを総合的・専門的に 支える施策の推進」

自らの弁護士経験や社会福祉士のキャリアから、社会的なネグレクトとも接し、予防策を打ち立てていくことが重要だと捉えている。

子ども支援に関して7つのポイントとして、以下のことを挙げる。

1. 家族任せでなく公の責任で

家庭に介入しないでは子どもを支えることは

できない。そして社会福祉の視点、すなわち当事者の側から考えている。より支援が必要な子ども子育て家庭の側で支援が展開されなければならない。そのため、児童相談所の設置を検討をしている。また、いじめ総合相談窓口を設置した。窓口は市長部局につけ、常勤の弁護士、社会福祉士、臨床心理士、教育関係のOBを配置している。

2. 支援を必要としている

すべての子どもたちに対して

市内に発達支援センターを設置した。市単独の設置は兵庫県内ではここだけ。部局に発達支援課も設置した。難病に関する支援を要する子どもへの支援体制も構築しているところである。他にも離婚の影響を受けるおそれのある子どもへのサポートするための窓口の設置、親権者のいない場合の子どものための総合後見センター（仮称）の設置を検討している。

3. その子ども一人ひとりが

必要としている支援を

子ども支援策を構築する上で強調していることは、親の視点でもなく、行政や支援者の視点でもない、子どもの視点から支援が必要な子どもたちへの支援策を検討することであった。具体的には、障害がある子どもたちの学校選択や体罰への毅然たる対応をしていくこと、離婚の影響を受けるおそれのある子どもたちへの支援策をシステムとして構築していくことである。

4. 専門職も活用しながら

先にも述べたが、より高い専門性の確保が不

可欠との認識から、任期付ではあるが専門職として弁護士 5 人、社会福祉士 4 人、臨床心理士 3 人を採用し、それぞれの専門性が活用できる現場に配置した。

5. 総合的な連携のもとで

縦割り行政ではなく、横断的な支援体制を確立するために、例えば保育所と幼稚園はそれぞれで別部局であったが統合した。また、いじめ総合相談窓口では各専門職の連携をはかることができるようにした。また、現在兵庫県の児童相談所と明石市の職員の交流も計画している。

6. より積極的なスタンスで

アウトリーチによる支援体制の構築を積極的に展開している。具体的には訪問相談や学校現場への巡回相談を行っている。

7. 子どもが生活する家庭や

地域も応援しながら

子どもの生活環境の改善には、家庭内の他の課題の解決が必要な場合もあり、地域課題に積極的に関わっていく必要がある。そのために、地域と行政をつなぐコーディネーター役として、半官半民の中間支援組織を設立している。そして、より顔の見えるまちづくりを実現するために、中学校単位から小学校単位でまちづくりを行っていくことができるように準備をしているところである。

池山世津子さん（渋谷区教育委員会教育長） 「教育現場における福祉の力を入 れるとりくみ ～渋谷区における特別支 援教育のとりくみ～」

渋谷区の特別支援教育の現状を示す上で、これまでのとりくみについて説明をする。

渋谷区における特別支援の基本的な考え方として、通常学級に在籍し、学習や行動に困難を抱える児童・生徒に対し、その児童・生徒が抱える個別な困難に対応した適切な指導及び支援を行う、としている。

渋谷区における特別支援教育の特徴として、6つの支援体制を準備していることである。特別支援教室の設置、学習指導員・学習支援員の配置、特別支援教育専門委員会、巡回相談チーム、SST チームによるトレーニングの実施、SSW による家庭支援である。

特別支援教育の現場において強く感じることは、教育は教育だけで行うことはできず、教育者は教育の限界についてしっかりと知るべきである。通常学級に発達障害の可能性がある子どもが 6.3%いる。これらの子どもは、一斉教育ではカバーすることができない。実感として全体の 1 割は、一斉教育ではなく個別な関わりが必要であろう。個別でより丁寧な教育が展開されなければならないことを痛感している。

特別支援教育を進めていく上で、もう一点理解しておかなければならないことは、障害がある子どもたちの家庭の中には不安や悩みなどを抱えている場合が少なくないが、そのことを理解する基盤が教職員にあるのかどうかが必要となる。この基盤がないと、障害がある子どもた



ちに対する2次障害を生みかねない。子どもを通して、家族関係を探るといふくに福祉の領域で必要とされる力が必要である。だから、特別支援と言えども、障害だけに特化したものとは言えないであろう。

今後の課題として、専門委員会の役割の強化を挙げる。特別支援教育における子どもへの支援や家庭支援に際して、親の同意を必ず得るという手続きを明確化し、親の協力を得たり、障害や家庭が抱える問題に対する根拠を示すことが必要となる。また、巡回相談チームが、学校内で個別の指導を検討する校内言い合いを設置し、学校全体の特別支援教育への対応力の向上を目指していくことも必要である。そして、特別支援教育の推進方法として就学期からではなく、就学前からの一環した支援を展開していくことができるようにしていくことを検討する必要がある。

まとめ

報告を受けて、指定討論者である喜多明人（早稲田大学）から日本におけるいじめの問題を例にしたコメントと、森田明美（東洋大学）から、児童福祉分野から、専門家と行政担当者、市民が子どもの人権侵害状況に関する情報を共有しながら創造的な支援のとりくみを展開することを展開する必要性についてコメントがされた。

討議は、韓国でのとりくみや日本の自治体の挑戦をふまえて、長野県、松本市での子どもの人権侵害へのとりくみを例にした質疑と意見交換が行われた。この議論をふまえて2日目の分科会議論の課題と期待を共有した。

（まとめ：清水冬樹さん）

第1分科会

テーマ「子どもの相談・救済」

せたがやホッと子どもサポート

相談・調査専門員 小出真由美さん



本分科会は、近年のいじめ問題等の解決に向けてとりくまれている各自治体の実践として、滋賀県大津市・東京都世田谷区・兵庫県尼崎市のそれぞれのとりくみが紹介された。

その実践紹介に先立ち、コーディネーターである東京成徳大学の半田勝久さんから「いじめ問題等解決に向けての子どもの相談・救済制度の実践的・政策的課題」が基調報告として行われた。半田さんの基調報告で特徴的だったのは、いじめ問題自体は、古くて新しい課題であることを、昨年の大津市での中学2年生のいじめ自殺については第4のピークであるという説明によって明確にしていた。繰り返された悲劇を止めるかのごとく、今回の大津のいじめ事件を受けて「いじめ防止対策推進法」が成立された。本法律についての制定と課題について、子どもの権利・子どもの最善の利益の確保という視点から次のようなことが挙げられていた。

①これまでのいじめ防止対策のとりくみの見直しがなされていない。

例：学校での道徳教育や体験活動の充実によっていじめ防止につながるの考え方。子どもへの価値観の押しつけであり、子ども自身がいじめ防止を実感できない。

②いじめを犯罪ととらえる要素が濃い。

例：学校と警察の連携を公然化し、いじめた児童を「指導」や厳罰化など加害者対策に傾いている。いじめられた児童の「保護」が強調され、解決する主体としての子どもの視点が無い。

③子どもの権利侵害に関する視点が無い。

例：各自治体が子どもの権利擁護の観点から第三者機関を作る中、重大な案件のみの第三者機関の設置であることが未然防止の視点に欠ける。

この基調報告を受けて、参加者は会場内の本法律といじめ防止対策についての共通理解をはかることができた。

次に、実践報告として滋賀県大津市の「子どもを中心としたいじめ問題解決へのとりくみと課題」が大津の子どもをいじめから守る委員会委員長の池谷博行さんと市民部文化・青少年課いじめ対策推進室室長の藤本竜也さんから説明があった。

大津市は中学2年生がいじめによる自殺事件を受け、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」を議員立法にて制定した。条例制定後に整備された相談の仕組みやいじめ防止に向けた現状のとりくみについて報告があった。

いじめに特化した条例の特徴としては、いじ

め対策推進室を市民部に設置し、滋賀県警からの出向職員や弁護士、臨床心理士などを配置している。また、第三者機関として「大津の子どもをいじめから守る委員会」を設置し、川西市と同様のオンブズパーソン機関をめざしており、重大案件が起こった場合には、調査のための第三者機関ともなったり、学校現場との協力・連携をはかる中で、学校の支援につなげていきたいという考えの下に設置された。

とりくみの特徴としては「いじめの疑い」の速報を受理している。「いじめの疑い」の速報とは、学校で「いじめの疑い」事案が発生した場合、校内でいじめ対策委員会が開かれ、それを受けて学校・市教育委員会・いじめ対策推進室の順で速報の内容が伝わり、いじめに関する情報の一元化を図っている。このとりくみの成果としては、リスクの高いケースに迅速に対応することができたなどが挙げられた。

一方、課題としては、「いじめ」以外の「体罰」などの他の子どもの権利侵害に関する相談対応についてである。いじめに特化した条例のため、それ以外の相談への対応が難しいため幅広く対応できる権利擁護の仕組みに変えていくよう検討していきたいということだった。

実践報告の2番目は、世田谷区の「子どもの人権擁護・救済に向けた公的第三者機関のとりくみと課題—せたがやホッと子どもサポート（略称「せたホッと」）の設置と活動を通して—」が、せたがやホッと子どもサポート代表委員の一場順子さん他参加メンバーから説明があった。

「せたホッと」の設置の経緯として、2002年に子ども条例を施行後、子ども計画及び教育ビ



ジョンを策定し、様々な施策や相談窓口の充実にとりくんできたが、すべての子どもが安心して過ごせるように、子どもの権利侵害に関して、子ども自身の声を受け止め、速やかに救済と問題の解決をはかるために、子どもの人権擁護機関の規定を子ども条例に入れて、2012年に改正した。設置の特徴としては、全国では初めての首長部局と教育委員会の附属機関として共同設置になっていることや、対応が終了した子どもへの関係機関と連携した見守り支援などが挙げられた。そのメリットは、教育委員会・区立学校への協力関係を築きやすい等、区全体でとりくむ体制であることであった。

子どもの認知度を上げるために、子どもたちから機関名の通称とキャラクターを募集し、それらを用いて広報・啓発活動を行っている。相談の特徴としては、子どもからの相談が多くなるよう平日13時～20時、土曜10時～18時、電話・面接相談を受付し、メール相談・手紙・FAXでも受付している。そのため、子どもからの相談が比較的多く、すでに申立てを受けて調査活動を行っている。

最後の実践報告は、尼崎市の「子どもの育ち支援条例に基づく子どもの育ちを支えとりくみと課題—スクールソーシャルワークを活用した子ども家庭相談支援体制の構築—」が健康福祉局福祉事務所生活支援相談課子ども家庭相談担当 課長補佐 上野裕司さんから説明があった。

尼崎市の「子どもの育ち支援条例」は「子どもの人権を尊重することを基本とし、子どもの育ちを社会全体で支えること」を理念として施策を推進している。その一つの事業として、ス

クールソーシャルワークがあり、そのとりくみが紹介された。具体的には子育て世帯に生活保護受給率が高いことと児童虐待の相談件数が多いことを背景に、福祉事務所が所管し対応している。家庭への配慮が必要な子が多いことから、学校としてもスクールソーシャルワーカー（子どもの育ち支援ワーカー）の導入を希望するところも少なくない。希望している学校のうち3か所を配置校として、他は派遣校型として、学校からの要請に応じて、子どもの育ち支援ワーカーをケース会議等に参加させている。

相談状況としては、不登校や養護相談、性格行動に関する相談の比率が高く、それぞれのケースへの対応力を高める長期的なとりくみがなされている。実際に利用した学校からの意見では、制度への理解が高まっているとのことだった。

一方、課題としては、子どもの育ち支援ワーカーは3人であり、市内すべての学校の要支援の子どもの支援に対応するには限界があることから、学校の対応力の向上等を主眼として教育委員会と連携し、学校へ事業の周知をより一層していく方針とのことだった。

これらの報告を受けて、質疑応答が行われた。印象的だった質問は「いじめの定義をどうとらえたらよいか」というものだった。本分科会では、いじめについて様々な角度からとりくみがなされた上で、いじめ防止対策推進法ができたことに多くの意見が挙げられた。

子どものいじめを止めたいという思いとともに、いじめが絶対にいけないものであり、止めるという大人の思いが必要なのではないかと感じられた分科会であった。

第4分科会

テーマ「子ども参加を考える」

第4分科会では子ども達（中高生）の報告が企画されていました。「子ども参加」という分科会名のとおり、ここ数年は子ども達の参加が続いています。「子どもの声を聴き、思いをうけとめる」そのもっとも基本的なことを、分科会で実現しているのです。

最初に、早稲田大学の喜多明人教授より基調報告がなされました。子ども参加には次の3つの形態があるとのこと。まず1つめは市民としての参加です。子どもも一人の市民として、子ども会議（議会）、子ども教育委員会、審議会などの委員となりまちづくりに参加していく形態です。2つめは、施設等居場所の構成員（パートナー）としての参加です。身近な場所や学校の中で意思決定にかかわっていく活動を行うものです。そして、3つめは、地域文化・スポーツ活動の主体（子どもの権利条約31条）としての参加です。たとえば、川崎市子ども夢パークスタジオプロジェクト、「夢横丁」運営への子ども参加などです。

続いて、子ども支援の在り方について述べられました。喜多教授は、かつて子ども会議において「二度と来ない」と言われた苦い経験があるそうです。その時、「おとなは子どもがいることでエンパワメントするが、参加している子どもは、どうであろうか、本当に元気になっているのだろうか」という疑問がわき出たそうです。おとなは、どうしても「してやる」（導いてやる、守ってあげる）的な発想から抜け出せ

ないで、してあげたことで満足してしまう傾向にあるといいます。しかし、本当の支援とはおとな側からの発想ではなく、「子どもが本当にやってみたいことを支える」ことであると強調されました。このことは後の泉南市の「教育委員会が子ども会議の運営をしているがために、教職員であることから抜けだすことが難しく、つい指導したりまとめたりしてしまいそうになる」という発言と重なるところであります。一方的な支援関係から、双方向の支援関係（パートナーシップ関係）となることが重要であるとのこと。

基調報告後、①長野県が「子ども条例づくりにおける子ども参加の意義」、②奈良市が「奈良市における子ども条例検討子どもワークショップの活動」、③長野県茅野市が「茅野市の子ども参加～子ども会議から「ぼくの未来プロジェクト」～」、④神奈川県川崎市が「川崎市の子どもの会議 行政区、中学校区での実施状況」の報告を行いました。また泉南市からは「子どもの権利に関する条例とせんなん子ども会議」の発言がありました。

子どもに関する条例の制定をめざしている長野県では、2011年に社会全体で子どもの育ちを支え、時代を担う子どもたちが安心して過ごすことのできる長野県を実現するために「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」を設置し、県レベルでとりくむべき子ども施策を検討しはじめたとのことでした。まずは、子どもたちの意見を聞こうと参加する子どもを募集したところ、15人の応募があり、6人のおとなで構成する「子ども部会設置運営ワーキンググループ」で支援体制を確保し、子ども部会「SKIP」



が設立されたそうです。「SKIP」では、相談室のこと、居場所や遊び場のこと、子どもの話を聞くことなどが話され、本部会に参加した子ども達からは、「長野県は広く、会場までの電車が大変だった」「年の離れた人の意見を聞くことができて楽しかった」「みんなの意見をまとめていく作業が楽しかった」「もっと多くの人の集まったところで、報告したい」などの報告がありました。「SKIP」が、お互いを尊重し言いたいことを言える場になっていることがよくわかりました。また、広い県レベルでは子ども達を送迎してくれた保護者の方の協力が大きな支えになったとのことでした。今後もこの活動を継続させ、県内に広めていきたいとのことでした。

同じく子ども条例の検討を行なっている奈良市では、小学5年生、中学2年生、17歳、おとなを対象にアンケート調査、児童養護施設と母子生活支援施設の子どものインタビュー調査、児童相談所と児童家庭支援センターの職員や不登校、引きこもりを考える親の会の保護者からのインタビュー調査、子どもワークショップの開催など、様々な方法できめ細やかに子ども達の思いや課題を聴くとりくみをされたそうです。そして、これらのとりくみから聴こえてきた子どもたちの声をふまえて子どもシンポジウムが開催され、「私が奈良市長だったらこんな奈良市にしたい」をテーマに市長との意見交換が行われたとのことでした。本部会に参加した子ども達からは、「ごみ箱をおいてきれいな奈良にしたい」「税金をあげてお金持ちにしたい」「誰もが楽しめるイベントを企画したい」「若者をよびもどせるような魅力あるま

ちにしたい」「高い建物をたてることはできないけれども、道路やお店をつくってほしい」などの意見があったと報告されました。子どもたちは、参加することで自分が成長できるとともに、仲間ができ、一緒に行動できることがうれしいとのことでした。また、すべてのことを批判的に、よく言えばいろいろな報告から考えられるようになったとの発言もありました。

続いて2008年からスタートをきっている茅野市の子どもの会議の報告でした。茅野市では、毎年11月に行う子どもの会議が最大の目標であり、それまでに委員を募集しおよそ半年間の準備期間で活動を行っていたそうです。11月の子どもの会議が終了すると市に提言書が出すのですが、行政施策にもつながりにくく、毎年の積み上げがないので昨年度の意見を深められないまま同じ意見がでてしまうという課題がみられたそうです。そこで、子どもの会議の更なる展開として、茅野市のまちづくりについて、日頃思ったり、感じたりしていることを自由に話し合い、できることはすぐに実践する「茅野市ぼくらの未来プロジェクト」が充足したとのことでした。このプロジェクトでは、ただ意見交換をするだけでなく、実際に行動することで楽しさや達成感が得られることをねらっており、本年度は「ゆめのくにプロジェクト」「イベントプロジェクト」「東北支援プロジェクト」「牛乳パックプロジェクト」の4つのとりくみをすすめています。行政が主導する子ども参加のとりくみは、どうしても行政的な要請やおとな目線の期待が混じってしまうので、プロジェクトでは「より子どもの目線で」を重視し、子どもの自主性や主体性、達成感を第一に考えることが大切である

と、ここでもおとなの子ども支援の難しさが話されました。

続いて、2001年に子どもの権利条例が施行された川崎市からの報告でした。

川崎市には、条例施行の翌年からはじまった川崎市子ども会議の他に、1994年から実施されている7つの行政区の子ども会議や2002年から実施されている51の中学校区の子ども会議がそれぞれの特徴を生かした活動を展開してきたそうです。そのため、それらの会議の支援、連携推進、調査研究に関する事業を行うための「川崎市子ども会議推進委員会」が設置されており、子どもの自主性・自発性を尊重しながら、双方の子ども会議にとって相乗的な効果をもたらすような方法を検討してきたようです。しかし、条例施行10年を迎えて当初の熱気も冷めたのか、参加者が激減し開催困難なところも出てきている現状の中、もう一度子ども会議を全市的に実施できるようにしたいとの思いで、話し合いを積み重ねて『川崎の「子ども会議」ハンドブック』を発行することになったとのことでした。ハンドブックには、子ども会議の歩みや現在担当している人やこれから子ども会議にかかわろうとする人にわかりやすく子ども会議を紹介するQ & Aなどがあり、子ども会議を始めたばかりの自治体には非常に興味深いものとなっています。

特別発言の泉南市からは、昨年度から開始したばかりのせんなん子ども会議での現状と課題として、学校に偏りなく子ども委員を募集する難しさ、子ども会議の会場までの交通手段、イベントにならない工夫、中学生のクラブ活動との両立、おとな主導になりがちな会議運営など

について述べられました。

最後に、分科会に参加した子ども達は、自分の地域だけでなく他の子ども会議のメンバーのとりくみを聞くことができ大変有意義であったこと、おとなもいろいろ考えてくれているということがわかったなどの意見をのべていました。

子ども会議は、はじめて参加した子ども達にとっては、とても魅力的で聴いてくれるおとなの前で、自分の心にあった意見や考えを出しはじめます。そして、自分の学校以外の子どもや年令の離れた子どもから刺激を受けお互いに成長していきます。しかし、会議という名のもとに意見だけを出して終わっていると、気持ちが長続きしなくなってくるのも事実です。また、子どもたちにかかわる職員には異動があり、土日勤務があるなど支え手としての課題も見えます。様々な課題はありますが、子どもたちの意見に真摯に向き合い、子どもをまちづくりのパートナーとして尊重し、子ども参加を継続していくことが子どもにやさしいまちにつながる大切なおとなの役割であると共通理解をして、今後は子ども会議を行っている自治体が交流できるような機会があればと提案され分科会は終了しました。

(まとめ：古藤典子さん)

Report

4

国連からも一蹴された日本政府の『論理』 許されない 朝鮮学校の「高校無償化」排除

金東鶴（キム・トンハク）

国連・社会権規約委員会における 審議と勧告

◇シン・ヘス委員

「なぜ朝鮮高校の生徒たちはその対象に入っていないのか」

◆日本政府代表

「朝鮮学校を無償化の適用対象外とした理由は次の2つです。まず、朝鮮学校については朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでおり、これをふまえると無償化の審査基準13条に記されている法令に基づく適正な学校の運営、これに適合するとの確証が現時点では得られていないということでございます。またこれに加えて拉致問題の進展がないことをふまえ、現時点で高等学校就学支援金制度の対象とすることは国民の理解が得られない、このため文部科学省省令によりまして朝鮮学校の指定根拠となる規定を削除したことから、不指定処分をしたところでございます。ただ今後、朝鮮学校が都道府県知事の許可を受け、学校教育法第1条が定める高校となるか、または北朝鮮との国交が回復すれば、現行制度で対象となることがございます」

◇シン委員

「高校無償化に朝鮮学校を入れなかったこと、文部科学省に伺いたいと思います。高校無償化というのは、高等学校で、教育に対する平等な権利のため、ということでしたが、朝鮮学校に通っている子どもたちは、北朝鮮の政治家や高官など、いわばそういう人たちの子どもでしょうか。日本の人たちを拉致したという確かに恐ろしい犯罪ですけれども、それと、朝鮮学校に通っている子どもたちとの間にはなんの関係もないということです。ですから、それで彼らを排除するというそういう理由にはならないと、子どもたちが学校で教育を受けるというそういう権利を奪ってしまうことになる」

これは、2013年4月30日にスイス・ジュネーブにある国連高等弁務官事務所で行われた社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）委員会第3回日本政府報告書審査で「高校無償化」制度（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律）からの朝鮮学校除外をめぐる社会権規約委員会のシン・ヘス（韓国）委員と日本政府代表との間で交わされたやりとりの一部である。

こういったやりとりを経て、5月17日、同委員会は、「委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める」という勧告を出した。

日本政府の主張は、国際社会では全く通じなかったわけだ。

しかし、勧告が出た後も、「文部科学省省令によりまして朝鮮学校の指定根拠となる規定を削除した」状態に変化はない。しかも現政権は、日本が批准した国際条約（規約）の委員会による「勧告に従うことを義務付けているものではない」（2013.6. 18 参議院議員紙智子君提出日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書及び政府認識に関する質問主意書に対する答弁書）と完全に開き直っている。

しかしながら、勧告とは、その条約の遵守状況をチェックするための条約（規約）に基づく委員会が条約の定め反することに於いて是正を求めるものである。そして日本国憲法には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」（第98条第2項）と定めているのであり、勧告が「守れ」という条約には当然、法的拘束力がある。つまり条約違反の状態をどう正すかが問われているのであり、「義務付けているものではない」と開き直るだけで済ますような問題で

はないのである。

なお、「高校無償化」制度が朝鮮学校を置き去りにする形で始まった2010年にも人種差別撤廃条約委員会や子どもの権利委員会の政府報告書審査時においてこの問題が委員から追及されており、それ以前からも朝鮮学校をはじめとする外国人学校での処遇差別については、自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）委員会も含め、これらの委員会からは是正勧告を受けてきた。日本政府は上記答弁書を出す以前から、勧告を無視し続けてきたのである。

■不当極まりない省令『改正』

社会権規約委での日本政府の発言にある「文部科学省省令により・・・指定根拠となる規定を削除」は、第二次安倍政権発足後間もない昨年12月28日、下村博文文科大臣によって表明され、省令改正のためのパブリックコメントなどの義務手続きを経て、2月20日に断行された。

そして同日付で文科省は、東京朝鮮学園をはじめ全国10か所にある高級部を持つ各地の朝鮮学園に対し、省令『改正』により審査の根拠規定（同法施行規則第一条第一項第二号ハ）が無くなったこと及びこれまでの審査で審査基準に適合すると認めるに至らなかったことにより「高校無償化」の適用対象として認められないとの通知文を送り付した。

当初、「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきもの」という政府統一見解に沿って、2010年11月5日に発表された「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められる」（同



法施行規則第1条第1項第二号ハ) かどうかの審査基準及び審査手続きを定めた「規程」に基づく審査は、いたずらにその結論が引き延ばされた後、遂には審査中であるにもかかわらず、結論を出さないままにその審査自体の根拠となる規定を無くし、審査を打ち切る、そんな前代未聞なことが行われた。

■朝鮮学校の子どもは人質か

文科省はその『理由』として「拉致問題に進展がないこと」という朝鮮学校に通う生徒に何ら責任のない、また先に挙げた政府統一見解とも全く相容れないことを挙げている。この政府統一見解について下村大臣は、「廃止をいたします」と朝鮮学校排除方針表明時に語っているが、何時どのようにして廃止したのかなどについては、『改正』直後に筆者が文科省に問い合わせたところ明確な答えが返ってこないといったあり様である。そもそもこの政府見解は、2010年3月12日、通常国会で「高校無償化」制度の法案が国会で審議されている最中に表明されたものであり、それもふまえて法律が成立している以上、政権が交代したからといって、本来、簡単に覆すことができない性質のもものではなからうか。

ジャパン・タイムスは4月12日の社説で「今年2月20日、安倍内閣は朝鮮高校を「高校無償化」制度から除外した。これらの決定は撤回されるべきである。生徒たちを政治的な人質として利用することは間違っている。生徒たちを利用すれば、日本における朝鮮人差別を煽るだけである」と指弾しているが、まさにその通り

と言うほかない。

■民族団体や本国との関係

文科省は、もう一つの『理由』に在日本朝鮮人総聯合会（総連）との「密接な関係」を持ち出している。これもまったく不当なものだ。現在、NHKで放映されている大河ドラマ「八重の桜」でも描かれている同志社大学と宣教師団体の関係を見てもよく分かる通り、少なくない私立学校が宗教団体をバックボーンにして生まれ、そして運営されてきた。民族学校がその民族的コミュニティを束ねる民族団体をバックボーンにしていることもまた自然なことで、必然的にそれらは一定の関係性を持っている。

民族学校も含め私立学校とは、公立学校では充されないもの — 宗教的な、あるいは民族的な、あるいはそれ以外の何らかのもの — を求める人たちが、それを叶える教育施設を、ということで設立されるものである。

日本国憲法では、その第23条に「学問の自由は、これを保障する」と定めているのです。そして社会権規約第13条の第3項には、「この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する」と定めており、それに続く第4項には、「この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解し

てはならない」と定めている。

朝鮮総連と朝鮮学校の関係だけを何かことさら異様なもののように扱い問題視するのは、日本が批准しているこの社会権規約からみても、おかしいということになるのである。

ましてや日本政府が、在日朝鮮人の民族教育に対して、何らの保障もしようとしない中、在日朝鮮人コミュニティは多大なエネルギーを注ぎ民族教育を行ってきた。それはまさにそのコミュニティを挙げての事業であり、その推進母体となったのが民族団体である朝鮮総連なのである。

納税の義務は課せられる一方で、「高校無償化」以前から国庫からの補助金は朝鮮学校には基本的にびた一文でない、そんな状況下では、当然、学校運営が厳しくなる。しかし民族学校は、お金に余裕のある人がより充実した教育を、というようなことで設立されている学校ではない。多くの在日朝鮮人にとって日本の学校では全くと言っていいほど保障されていない民族教育をしてくれる唯一無二の場が、まさに朝鮮学校なのである。したがって、経済的理由で通いたくても通えない子どもが極力出てこないようにするため学費はできるだけ抑えている。

そうなると民族団体を軸にしたコミュニティ全体のバックアップが継続的に必要となる・・・そのようなことで、その関係性は大変強いものと言えるかもしれない。つまり、その強さの原因は、ある意味で日本政府が法制度的に差別処遇を続けてきたことにあるとも言えるだろう。

朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）との関係もまたしかりである。同国は1957年以来、総額400億円を超える教育援助費を在日朝

鮮人のために送ってきた。最近では毎年2億円程度となっているが、1970年代などは年間で20億、30億と送ってくるような年もあった程で、これは各地の朝鮮学校建設及び運営に大きな力となってきた。

民族教育を重視し、多大なエネルギーを注いできた朝鮮総連の活動とそれを全面的に支えてきた共和国を抜きに朝鮮学校の歴史は語れないのである。

■教育内容について

そんな中、朝鮮学校の教育内容についての共和国の影響が一定程度及んでいるのも事実である。歴史的事実についての評価も日本と違うところはあろう。例えば1910年の韓国併合、これ少なくともは合法的に結ばれたというのが現在までの一貫した日本政府の立場だが、朝鮮半島では南北問わず、これは不当のみならず不法に、つまりは非合法的に結ばれたものであり、無効であるという立場である。このことひとつとっても各国において歴史的事実の評価などは異なるものであり、それを以て我が国の認識と違うことを教えているなどと言ったらきりがないのである。実際にもこの間、日本政府は、アメリカンスクールで東京大空襲や原爆投下をどう教えているかや、中華学校で日中戦争や南京大虐殺をどう教えているか、などといったことは全く問題にしていない。にもかかわらず、朝鮮学校にのみ、その教育内容に難癖をつけてきた。これは単に差別であるだけでなく、「学問の自由は、これを保障する」（第23条）とした日本国憲法や「学問の自由を尊



重」(第2条)する教育基本法、また「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ」(第1条)、所轄庁による授業の変更権限を認める学校教育法第14条については私立学校(専修学校、各種学校も含む)には適用しない(第5条)と規定する私立学校法にも違反している。なお、文科省のホームページでも「私立学校法は私立学校の自主性を尊重するため、所轄庁の権限を国公立の学校の場合に比べて限定する(同法第5条)」と記載しているところである(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001/001.htm)。このような差別的干渉こそが、まさに教育基本法が禁じる「教育への不当な支配」以外の何ものでもない。

なお、朝鮮学校では従来より日本の学制に合わせた6・3・3・4制をとっており、これは共和国の学制とは異なる。そして朝鮮語を基本的に教授用語としながら、算数、理科、社会、(主に中学から)英語、音楽、図工(美術)、保健体育、そして日本語や日本の社会・歴史、また日本の政治制度なども教えている(授業時間数などは、広島朝鮮学園のホームページをご覧ください <http://www.hiroshima-corea.ed.jp/gakkouannai.html>)。

在日4, 5世の子どもまで通う朝鮮学校においては、当然ながら朝鮮民族としての素養修得・アイデンティティ形成と同時に、日本社会で生きていくための知識の習得が図られているのである。

「高校無償化」適用に反対し、補助金までも止めようとする人たちは、とにかく教育内容を問題にする。やれ反日教育だの何だのと。しかし、子どもを朝鮮学校に送っている親として断言で

きるのは決して日本人を憎むような教育は行われていない。もちろん日本がどのような植民地支配をしたのかなぜ在日朝鮮人がこんなに多く日本にいるのかという教育はする。当然ながら当時の日本の政策については否定的に教えている。しかしそれは、基本的に事実であり、これを以て反日教育と言うのは言う方がおかしいとしか言いようがない。

もちろん朝鮮学校の教育も改善すべき点がないのかと訊かれれば、私の答えもNOである。しかし、それは日本の学校教育について訊かれても同じくNOである。それぞれに改善すべき点はあると思う。朝鮮学校関係者でも日本学校関係者でも多くの人は、それぞれに何らかの改善すべき点を感じているのではないだろうか。問題はそういったことが学ぶという当然の権利の侵害、差別を正当化する理由として成立するかである。答えは勿論NOだ。

民族教育のあり方、それは当事者が決め、発展させていくものである。実際、朝鮮学校の教育内容も一昔前と比べ随分変わってきている。今後も変わっていくだろう。

■原状回復義務

差別や抑圧は得てしてもっともらしい『理由』付けがなされるものである。

冒頭のジュネーブでの政府答弁にある「学校教育法第1条が定める高校となるか、または北朝鮮との国交が回復すれば、現行制度で対象となることが出来ます」というのもその典型の一つである。これは省令を『改正』するにあたって下村文科相が言った言葉でもあるが、共和国

との国交回復という子どもたちをはじめ朝鮮学校関係者の自助努力ではどうしようもない次元の問題である。そもそも朝鮮学校は前述のとおり共和国の支援を受けてきたものの、共和国が建国（1948年9月9日）以前である解放（日本の敗戦）直後から各地で設立され発展してきたものである。それができた主要因は、植民地支配下で奪われた言葉や文化といった、民族的素養、そして民族の魂（自尊感情）を子どもたちに取り戻させたい、また継承したいという多くの在日朝鮮人の要求にある。植民地支配により、民族性まで奪い取ろうとした加害国が被害者に対してすべきことの一つに原状回復義務というものがある。本来、日本は奪われた民族性の回復を図る在日朝鮮人の営為に対し、これへの保障措置を取るべき立場にあるのだ。共和国をどうのこうのと言う前にすべきことがあるのである。

■ 1条校への誘いが意味すること

そして、もう一つの「学校教育法第1条が定める高校となる」についてだが、この「1条校」、つまりは学校教育法上の1条で定義づける正規の「学校」は、同法によって検定教科書の使用を義務づけられ、またそのカリキュラムは、同法の施行規則により学習指導要領による縛りを受ける。おまけにその学習指導要領は「日本人を育成するため」という目的まで掲げている。日本の検定教科書、また、カリキュラムを以て十分に朝鮮語を習得することが可能であろうか？ 自民族や自国の歴史や文化も満足に学ぶことができるだろうか？ 朝鮮学校のみならず中

華学校やインターナショナルスクールをはじめほとんどの外国人学校は「1条校」にはなっていない。なろうともしていない。それが答えである。

つまり朝鮮学校をはじめ多くの外国人学校は、現行の制度上では「1条校」になるわけにはいかず、学校教育法上の「各種学校」の地位に甘んじている（ただ、一部のブラジル学校等、各種学校の要件すら満たせずなんらの法的認可もない状態のままのところもある）。

この「各種学校」とは、学校教育法の最後のほうの「雑則」という章（第12章）に規定されたもので、これは自動車教習所等が認可されているようなカテゴリーに過ぎないものだ。全日制の普通教育を行う外国人学校が、一般の学校（1条校）と自動車教習所のどちらにその実態が近いのか——前者であることは明白だが、その法的地位は反対に後者と同じカテゴリーに封じ込められている。それが故に、「高校無償化」制度導入以前は、「各種学校」である外国人学校は、国庫からの補助金を受ける対象からも外され続けてきた。地方自治体からの補助金も関係者の努力で一つ一つ実施する自治体を増やしてきたが、日本の私立学校と比べてもはるかに少ない水準でしかない（しかも、「高校無償化」排除の動きに連動して、大阪府、東京都、埼玉県などを皮切りにそれまで支給していた外国人学校への補助金を朝鮮学校に対してのみ停止する自治体が増えてきている）。

したがって、変わるべきは法制度の方であり、外国人学校・民族学校の特殊性に鑑み、自主的な教育内容と、1条校と同等の処遇がともに保障されるような規定を設けるべきなのである。

それを、そのままにして1条校になれば、「高校無償化」制度を適用するというのは、朝鮮学校に適用と引き換えに民族教育を断念せよと迫るのと同じである。これは「日本に住みたいなら朝鮮人なんかやめちまえ」と言っているようなものであり、巷で起こっているヘイトスピーチデモのスローガンと同質、同レベルの妄言、暴言である。

■法廷の場に

「高校無償化」制度から排除されたまま卒業した生徒が既に3学年に及んでいる。また「高校無償化」制度の実施に伴い、高校生がいる家庭の税負担を軽減する所得税における「特定扶養控除」が2011年から減額されたため（住民税は2012年6月から）、朝鮮学校保護者の経済的負担は以前よりむしろ大きくなっている。

このような中、省令『改正』までなされる局面となった現在、「高校無償化」制度からの朝鮮学校排除問題は法廷闘争に至っている。1月24日、大阪と愛知で8月1日には広島において朝鮮学校側（学園もしくは生徒）から提訴がなされ、東京をはじめとする他の地域でも提訴の準備が進められている。

「あらさがし」（広島裁判の訴状からの引用）を続けていたずらに審査を引き伸ばし、挙句の果てに、審査中であるにもかかわらず、審査の根拠規定を無くす。こんな前代未聞の暴挙は明らかに行政手続法にも反している。また その第1条に「教育の機会均等に寄与することを目指す」としているこの「高校無償化」法自体、元々、「種々の形態の中等教育（技術的及

び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」とする社会権規約第13条第2項(b)のを基本理念にして設計されたものである。「すべての者」には自国民だけでなく外国人も入ることは当然である。日本政府は、「高校無償化」制度施行により高校段階も無償教育の導入が進んだ、そしてこれからも進めるのだということで1979年の同規約批准時より留保され続けてきたこの(b)の留保を撤回する旨を2012年9月11日に国連事務総長に通告した撤回する旨を2012年9月11日に国際連合事務総長に通告した（高等教育について定めた、続く(c)とともに）。この日以降、日本政府はこれらの規定にも拘束されることになったのであるが、朝鮮学校排除は明らかに「高校無償化」法の目的に反するのみならず、社会権規約をはじめとする日本が批准した国際人権諸条約に違反している。

最近になって国際人権諸条約を踏まえた判決が相次いでいることは大変心強いことである。婚外子（非嫡出子）の相続分が嫡出子の1/2しかないのは憲法違反だという判決を出した最高裁は、その判決理由の中で「自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別規定の削除を勧告」していることを挙げている。

また京都地裁で出された在日特権を許さない市民の会等による京都朝鮮第一初級学校（当時）襲撃事件の民事裁判の一審判決では、彼らのヘイトスピーチなどの行為に対して、1200万円を超える多額の損害賠償金を求めるところと

なったが、その理由として、人種差別撤廃条約への抵触が明確に言及された。

「高校無償化」裁判においても司法の公正な判断を期待したい。そして司法の判断が曇ることがないように、裁判支援闘争、世論喚起に努めたい。そして多くの方のご理解とご支援を期待したい。真夏のうだるような暑さの日も署名運動を行い、寒空の下で右翼の罵声を浴びながらもデモ行進に繰り出し、遂には裁判闘争に立ちあがった生徒らのために。そして誰しもが共に生きられる社会を守り、共に生きたくなる社会を築き上げるためにも。



Report

5

第13回「子どもの人権条約具体化のための実践」 助成事業報告

2012年度活動報告書



国際協力NGO団体ACE学生チームPeACE

2012年度のPeACEの主な活動内容につきまして、下記の通りに記録いたします。

- 1 募金活動
- 2 上映会
- 3 出張授業
- 4 Fair Fes
- 5 1 Choco for 1 Smile

1 募金活動

日時：2012年7月1日 11時～17時
2012年8月4日 11時～16時
2012年10月27日 12時～17時
場所：7・8月 京成上野駅 駅前
10月 上野駅 マルイ前の交差点
費用：道路使用許可申請費 各回¥2100

【イベント概要】

同活動は、弊団体の母体ACEが行っている、ガーナにおけるカカオ畑の支援プロジェクト（スマイルガーナプロジェクト）への支援金を募るために行った。

同時に、弊団体及び母団体ACEのパンフレットや募金活動に関するリーフレットの配布も行った。募金に協力して下さった方や道すがり

の人など、普段の生活で児童労働との関わりが薄い一般の方に児童労働や弊団体のようなボランティア活動を認知してもらうことも目的としていたためである。

集まった支援金は、母団体ACEの年度の切替期（2013年9月）に合わせて寄付する予定。

【結果・感想】

- 1 7月11日 集まった金額：¥5683
- 2 8月4日 集まった金額：¥4470
- 3 10月27日 集まった金額：¥2074

弊団体初めての試みで、短い時間、少ないメンバーという条件の中ではあったが、7・8月は活動の場所として京成上野駅付近を選んだのがよかったのか、多くの方にご協力いただくことができた。また、募金活動後の弊団体のFacebookのいいね！数、Twitterのフォロワー数が毎度若干名増加していたため、一般の方の認知度を高めるという目的も適うことができたといえる。

しかし、10月に上野駅マルイ前の交差点に移ったときには、人通りが多い割になかなかご協力いただくことができなかったため、今後の募金活動に課題を残す形になった（具体的な課題については、下記項目にて記すものとする）。

【今後の課題】

まず、少しでも多くの方に足を止めていただくために、母団体 ACE が行うスマイルガーナプロジェクトの具体的な説明を記載し、立ち寄って見てもらえるような掲示物を設ける等の工夫をする必要があると感じた。より多くの支援金を募り、普段児童労働に関心を持っていない人に興味を持ってもらうという目的を達成するため、今後はより多くの人に発信できる工夫をしていきたいと考える。

第二に、場所の選定において、普段児童労働に関心を持っていない層の中でもどんな層に伝えていくべきかを決め、そのターゲットがいるような地域を選んでいきたいと考える。

募金活動のような地道な活動を通じて、より多くの人に発信し、興味を持っていただき、募金という形で支援プロジェクトやボランティア活動により身近に協力していただけるような活動にしていきたい。

2 上映会

日時：2012 年 2 月 8 日、4 月 23 日、

5 月 20 日、6 月 23 日、

9 月 11 日、11 月 11 日

場所：駒澤大学、

ソーシャルエナジーカフェ、

新宿文化センター、JICA 地球ひろば

費用：装飾費：3000 円（500 円×6 回）、

場所代：28000 円（6 回合計）、雑費：4500 円

【イベント概要】

弊団体 PeACE は「伝える」、「つなげる」、「支

援する」を活動理念としており、上映会の活動を通じて、この理念を果たしている。上映はトニーズチョコロンリー※というオランダで制作されたドキュメンタリー映画を上映しており、参加者の方に上映を見ていただくことで児童労働問題を「伝える」ことを、このイベントを通し、参加者同士を「つなげる」ことを、そして上映料をいただき募金に回すことで「支援する」ことを目的として上映会を開催している。

上映後には映画を見た感想を話し合う機会も設け、参加者同士が各々の考えを共有する場も設けた。また、上映会では学生から社会人、定年退職後の方まで幅広い世代の方に来ていただくことができた。

※オランダのジャーナリスト、トニーさんのお話。彼は、児童労働で作られたチョコレートを食べた自分を有罪であると自ら訴え、児童労働が使われていないチョコレートを自ら作るというドキュメンタリー映画です。

【結果・感想】

2012 年度は計 6 回開催することができ、約 50 人の方に参加していただけた。ただ映画を見ただけで終わるのではなく、参加者同士で意見を述べ合う機会を設け、他の人の意見を知る場であれたのは成果だと思う。また、参加者からは「こんな現実があるなんて知らなかった。

もっと視野を広げてこれから生活していきたい。」という感想もいただくことができ、この上映会が来場者の意識の変化に少しでも貢献できたことは成果だと感じている。



【今後の課題】

4月、5月、6月と月1回で開催できる時期もあれば、下半期のようになかなか開催できない時期もあるため、今後は月1回のペースで継続的に開催することを目標とし活動したい。参加者の人数も毎回10人名以下なので、1回の上映会に15人程度来ていただけるように、広報活動に力を入れたい。また、上映会を開催して、意識の変化は多少できるようにはなったが、来場された方が実際に児童労働問題解決のための「行動」に移しているかどうかかわからないため、今後は「行動喚起」までしっかりとアプローチしたい。

3 出張授業

日時：2012年12月7日(金)

場所：東京都立農芸高等学校

費用：教材準備費、雑費 計5000円

【イベント概要】

学生団体「絆」、都立農芸高校、PeACEの3者協働によって、東京都立農芸高校の1年生全クラスを対象に、児童労働に関する授業を行った。都立農芸高校の教職員の方々のご厚意で、2時間目から4時間目の計3時間分を使わせていただき、児童労働に関する映像を使った講義を1時間、ワークショップ形式の生徒主体となった参加型の授業を2時間で展開した。

【結果・感想】

授業後の生徒達の感想からは、「児童労働について、始めて知った。私たちの豊かな生活の

裏側では、こんなに苦しんでいる子どもたちがいるなんて知らなかった。」「フェアトレードについてしれてよかった。フェアトレードの製品がもっと増えていけばいいと思う。」「児童労働という問題は、決して私たちと無関係な話ではないのだと思った。私たちがチョコレートを当たり前前に食べているけれども、それには遠く離れた国の子ども達の苦勞が詰まっているのかもしれないと思うと、悲しい。」「フェアトレード製品を少しでも買うということが自分にできる第一歩だと思う。消費活動を見直してみたい」などの感想が寄せられた。授業を通して、生徒達に児童労働について伝えられたと同時に、小さなことでも国際貢献にアクセスすることができるということが伝えられたと考える。こうした活動は、1回きりで続けていくだけでなく、定期的に、そして対象を拡大しながら続けてこそ意義があると考えます。是非、今後も続けていきたい。

【今後の課題】

課題としては、授業内容の質に課題があると考えます。メンバーそれぞれが、まだまだ児童労働に関する専門性が低い。その結果、用意したパワーポイントに頼りきりの話になってしまったり、ワークショップの内容を超えた児童労働に関する質問に答えきれていなかったりした。

こうした課題を克服するために、これまでのような募金、啓発活動も実行しながら、日々のミーティングの中で勉強会という形式も取り入れ、より専門性を深めていきたいと考える。

4 Fair Fes

日時：2012年11月24日

場所：千葉県習志野市イオンモール津田沼

費用：装飾費3万円

イベント雑費1万円

会場費・試飲食費0円(イオンモール持ち)

【イベント概要】

同イベントは、フェアトレードの推進・国際問題啓発などの社会貢献活動を行う大学生が組織する Fair Fes 2012 実行委員会（9つの学生団体、1 NPO）が主催したもので、「身近にできる社会貢献を大学生が発信しよう」というコンセプトで開催された。

このイベントでは世界一長いフェアトレードミサンガ作り、チョコレートやコーヒーなどフェアトレード商品の試飲試食や販売、フェアトレードについて楽しみながら学べるクイズラリー、ステージイベント、各団体ブースなど様々な企画が実施された。

世界一長いフェアトレードミサンガづくりでは、ギネス記録へ挑戦し、156メートルの長さのものが完成した。イベント当日までに主催スタッフが、自分たちの身近な小中高校、児童館、カフェに赴き、途上国支援フェアトレードとは何かを伝えながら一緒にフェアトレードの紐でミサンガを編み、当日の来客者に編んで頂いたものを足して156メートルに到達した。ミサンガに使用された麻紐はフェアトレードによってバングラディッシュから輸入されたもの。参加者は、事前に協力してくれた児童・生徒と当日の参加者を合わせると300人以上になっ

た。完成したミサンガは今後主催者によって“世界一長いミサンガ”としてギネス世界記録に登録を申請される予定。

【結果・感想】

イオンモール様と縁のある広報会社の社員さまが広報のノウハウを学生に提供し協力してくださったため、メディアを意識した目玉企画の運営を目的に世界一長いミサンガ企画がうまれた。シナリオ通りにいくことができ、当日はNHKニュースをはじめ船橋ローカルテレビが直接取材に、そしてYahoo! ニュースを筆頭に9つのwebニュースに掲載いただけた。一人でも多くの方々に、途上国の子どもたち・女性の手助けのきっかけとなるフェアトレードや、学生が社会貢献イベントを行ったことに関して知っていただく契機を作れたという意味で実りあるイベントだったと思っている。イベント当日に来てくださった沢山の子どもたちがイベントを楽しんでくれている様子が印象的で、主催側も来客側も満喫できるイベントだったと感じている。

【今後の課題】

まず、フェアトレードという概念を知っていただく小さなきっかけづくりはできたが、これが行動に映らなければ問題解決には繋がらない。人に伝え、伝わり、動き、継続していくというところまで考えられた企画を今後は進めていきたい。二点目に、中心メンバーが6人だけでありながら準備期間が1ヶ月しかなく、学生の負担が非常に重かった。余裕を持って準備をすすめることに気をつけていきたいと思っている。

5 1 Choco for 1 Smile

日時：2013年2月9～10日

場所：Diver City Tokyo Plaza イベントスペース

【イベント概要】

このプロジェクト（イベント）は、森永製菓（DARS チョコ）が実施している「1チョコ for 1 スマイルプロジェクト」を応援する学生有志によるものである。普段児童労働やフェアトレード等との関わり持たない一般消費者をターゲットに、ガーナでの児童労働の現状の啓発とフェアトレード商品の認知度を高めることを目的とし、更にはより多くの人達に1チョコ for 1 スマイルのとりくみを知ってもらい、ガーナの子供達に教育の機会を提供することをミッションとして掲げた。

イベントの前には Facebook の「1チョコ for 1 スマイル 学生サポーターズ」のページで森永製菓が販売する DARS を買って写真を撮り、ガーナに笑顔を届けようという企画を展開し、今回のイベントについてより多くの知ってもらうことをはかった。

当日は具体的には、

- ①ガーナの児童労働の現状についてと現地における ACE の活動を紹介したパネルの展示とビデオの上映及び案内
- ②森永製菓の「1チョコ for 1 スマイル」についてのパネルの展示及び案内
- ③本物のカカオ豆に触れてもらい、且つカカオ生産地で行われている 20kg のカカオの実を持ち上げてもらうという体験コーナーの設置
- ④展示やビデオを見たり体験したりした後の感

想や生産地へのメッセージ等を書いてもらうコーナーの設置

⑤ガーナへの教育支援を目的とした募金活動の以上5点を行った。特に④のメッセージは約およそ 300 枚集まり、森永製菓に向けられたものは今年2月に森永製菓代表取締役社長矢田雅之様に手渡し、生産地に向けられたものは今年3月に ACE を通じてガーナの生産者に届けられた。

また、イベント後も「1チョコ for 1 スマイル」の活動を知ってもらうための POP を作成し、コンビニなどの小売店に設置にされた。

【結果・感想】

会場が都心の大型商業施設であることと日程が土休日であったことで、来場客層としては親子連れが多かったように思える。これはフェアトレード等に関して認知が浸透していない方へのアピール、特に小中学生を中心とした若年層へのアピールができたという面では非常に価値があった。また、当日は NHK（テレビ）の取材、イベント後には「若者の力でエシカルな社会を作ること」を目的とした活動を発信しているインターネットメディア“alterna S”でも活動の様子が掲載された。

一方で、上記④のメッセージを書いていたのは子どもたち中心で大人の方にはあまり協力が得られなかった点が改善点として挙げれる。今後も年齢層を問わずに児童労働の現状の啓発はフェアトレード商品の普及に向けての活動が必要なのは言うまでもないが、世に言う若年層に比べフェアトレードの認知度が低いと見られる、また、児童労働について「知っているつもり」

になっているおとなに対しても響くようなア
ピールの仕方もある必要があるだろう。

【主催（順不同）】

● NGO（且つ認定 NPO 法人）ACE（エース）

子どもの権利が保障され、すべての子どもが
希望を持って安心して暮らせる社会を実現す
るため、市民と共に行動し、児童労働の撤廃
と予防にとりくむ国際協力 NGO。

● バレンタイン一揆

ACE 主催のガーナの児童労働の現状を知る
ためのワークキャンプに参加した学生による
団体。

● 学生団体 FTSN

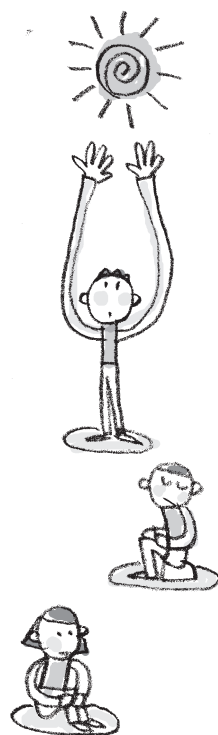
Fair Trade Student Network の略で、フェア
トレードを知りたい、広めたいと考える学生
を中心としたネットワーク団体。

● ACE 学生チーム PeACE（ピース）

"児童労働の撤廃と予防" という NGO（且つ
認定 NPO 法人）ACE と同じ目的意識を持っ
た ACE 直属の学生団体。

【後援（順不同）】

グリーン購入ネットワーク / 国際グリーン
購入ネットワーク / （特活）国際協力 NGO
センター (JANIC) / TICAD V / なんとかしな
きゃ！プロジェクト / 森永製菓株式会社



第15回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業募集について

子どもの人権連事務局



① 趣 旨

「子どもの権利条約」の国連採択(89年)、日本批准(94年)以降、3回の日本政府報告書審査が行われ、国連からさまざまな勧告を受けています。日本での条約の認知度はまだまだ高いとは言えませんが、一方でこの条約をふまえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうした試みをさらに奨励し、機関誌等を通じて広める趣旨で、助成事業を行っています。また、東日本大震災後、子どもの権利条約を基盤にして被災地の子ども支援にかかわっているとりくみについても、引き続き特別助成を行います。ふるってご応募下さい。

① 応募内容

—子ども自身の企画・運営—

学校、職場、地域などでの、たとえば、

***子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり**

***子どもの権利を確立するためのこころみ**

***子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ**

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお

子ども自身が主体となって、なんらかの形でかかわっているもの(かかわる予定のもの)に限ります。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

① 応募方法

まずe-mailにて募集要項・応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、活動の概要を事務局まで郵送ください。

◆助成費(活動費の一部として)

1件10万円を上限とし、15件程度(総額150万円)

◆応募締切

2014年4月25日(金)必着

◆その他

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までご連絡下さい。

kodomo@jtu-net.or.jp



■ 2013/10/3 【朝日新聞】

センター試験、成績をランク表示 教育再生会議が素案

政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早稲田大学総長）がまとめた大学入試改革の素案の内容がわかった。（１）大学入試センター試験を衣替えし、成績は１点刻みでなく、何段階かに分けたランク表示とする（２）大学側はこれで学力をみた後は、面接などで人物本位の選抜を行う（３）これとは別に高校２年の夏に実施する基礎的な内容の学力テストを創設するという内容だ。わずかな点差で合否が分かれる現在の入試のあり方を見直し、受験生の意欲や潜在能力に軸足を置いた選抜に踏み出すべきだとの考え方に立っている。実行会議で１１月にも提言をまとめた後、文部科学相の諮問機関・中央教育審議会で具体的な制度設計などを議論する。導入時期について、教育再生実行会議は現在の高校生生らには適用せず、５～６年後からを想定している。ただ、受験生が多数にのぼる大学では丁寧な面接などを実施するのは事実上困難で、選抜する側の主観が入って入試の公正さを欠くことになるとの意見もある。大学側には慎重論も根強く、実現までは曲折がありそうだ。

■ 2013/10/7 【毎日新聞】

ヘイトスピーチ賠償命令： 「人種差別で具体的損害」

京都朝鮮第一初級学校（京都市）の校門前で行われた街頭宣伝などを人種差別と認定し、約１２２６万円の損害賠償を命じた７日の京都地裁判決は、「人種差別が具体的損害を生んだ場合に初めて賠償を命じられる」との判断枠組みを示した。その上で、「在日特権を許さない市民の会（在特会）」による街宣によって、学校が混乱の対応に費やした時間や労力を損害と認定し、賠償額を算定した。いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に対し、違法性と人種差別を認めた司法判断は初めて。在特会の

街宣について、橋詰均裁判長は「著しく侮蔑的な発言を伴い、在日朝鮮人の人権を妨げる目的がある」と批判し、人種差別撤廃条約が禁じる人種差別に当たると指摘。ただ、「単に人種差別行為がされたというだけで賠償を命じることは、新たな立法なしにはできない」と述べた。今回のケースは、業務妨害や名誉毀損などの損害が発生しているとして、民法に基づき損害賠償を命じられると判断。賠償額については「人種差別に対する効果的な保護、救済となるよう定めなければならず、高額とならざるを得ない」と述べ、差別的行為に厳しい姿勢を示した。在特会側は「街宣は公益性があり違法でない」と反論したが、判決は「実力行使を伴う威圧的な態様で、公益を図る目的の表現行為とは到底言えない。いわゆる悪口だ」と退けた。また判決は、在特会側が街宣の様子を撮影した映像をインターネットで公開したことについても「差別意識を世間に訴える意図のもとに公開した」と述べ、不法行為に当たるとした。訴訟は同校を運営する京都朝鮮学園が、在特会と元メンバーら９人を相手に、３０００万円の賠償と半径２００メートル以内での街宣禁止を求め、判決は街宣も禁じた。判決によると、メンバーらは２００９年１２月～１０年３月、３回にわたり「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「何が子どもじゃ、スパイの子やんけ」などと拡声機で怒号を浴びせた。

■ 2013/10/9 【朝日新聞】

日本、読解力と数的思考力で１位 ＯＥＣＤの成人力調査

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）は８日、主に先進国の２４カ国・地域で２０１１～１２年に初めて実施した国際成人力調査（ＰＩＡＡＣ〈ピアック〉）の結果を発表した。日本は、出題された３分野のうち２分野で参加国中１位の好成績だった。文部科学省は「学校や職場など社会の教育機能の高さが反映されている」と

みている。国別の平均点をみると、日本は読解力と数的思考力で参加国中1位。分野別の成績（500点満点）は、読解力296点（OECD 22カ国・地域の平均273点）、数的思考力288点（同269点）だった。

■ 2013/10/10 【朝日新聞】

朝鮮学校へ補助金「非常に難しい」 横浜市長

朝鮮学校への補助金について、横浜市の林文子市長は9日の記者会見で「(北朝鮮が)日本の平和と安全に重大な脅威を及ぼす状況に改善が見られない。(支給は)いまの段階では非常に難しい」と述べた。不支給を示唆したのは初めて。市は設備改修や備品購入のための費用として、市内三つの朝鮮学校に毎年計約250万円を支給。今年度も254万円の予算を計上したが、執行を見合わせている。4日の市議会決算特別委員会では、鈴木隆副市長が「現下の状況では、支給する状況にない」と答弁。「国際情勢に応じて補助金を支給しないこともできるよう、要綱の改訂を検討したい」とも述べ、市は今年度中に私立外国人学校への交付金要綱を見直す。

■ 2013/10/12 【朝日新聞】

夜間学級5校から1校に 横浜の中学

横浜市教育委員会は11日、市内5中学校にある夜間学級を来春から1校に減らすことを決めた。南区の市立蒔田中学校だけを残して廃止する。様々な事情で学校に通えなかった人の学ぶ権利を保障する夜間学級の統廃合には、生徒らから疑問の声も上がっている。市教委によると、市内には3校の夜間学級に15人（うち外国人10人）が通っている。2校には生徒がいない。専任教諭はおらず、それぞれ昼間の中学校の教諭がかけもちしている。市教委は、教師に負担がかかる上、生徒が少なく、生徒同士の交流や学校行事が難しいことなどを統合の理由に挙げた。蒔田中は、市営地下鉄の駅のそばで比較的通いやすく、近くの横浜商業高校に日本語教室がある。市教

委は外国人生徒の指導で連携をとりやすいなどとして、統合で「生徒の学習環境は充実する」としている。

■ 2013/10/18 【朝日新聞】

文科省、教科書採択で初の是正要求 沖縄・竹富町に

沖縄県八重山地区の3市町で異なる中学公民教科書が使われている問題で、文部科学省は18日、2市町と別の教科書を使う竹富町に対し、地方自治法に基づく是正要求をするよう県教育委員会に指示した。教育行政では初の措置。教科書選定をめぐる国が法的措置をとる異例の事態になった。下村博文文科相は同日午前、記者会見で「教科書採択は教科書無償措置法に基づく必要がある。再三の指導でも改まらないため、是正要求の指示が必要と判断した」と述べた。地方自治法によると、文科省の指示を受けた沖縄県教委は、竹富町に他の2市町と同じ教科書の採択を要求することとされている。しかし、従わなくても罰則はなく、国の指示に不服があれば、30日以内に国の「国地方係争処理委員会」に審査を申し出られる。県教委がどちらの措置もとらなかった場合、文科省が直接、是正要求をしたり、県教委に対して違法確認訴訟を起こしたりする可能性もある。教科書採択について、同じ地区では同一教科書を使うことが教科書無償措置法で定められている。竹富町と石垣市、与那国町の八重山地区では2011年夏、教科書を検討する協議会が「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版の採択を答申。石垣市と与那国町は従ったが、竹富町は「手順がおかしく、答申にも法的拘束力はない」として東京書籍版を独自に採択した。一方、地方教育行政法は各市町村に教科書採択権を認めており、竹富町は独自採択を「正当」と主張。国の無償給付が受けられないため、民間からの寄付で買った教科書を使っている。下村文科相は「無償措置法は地教行法に関する特別の定めであり、各教委が採択権を行使するには措置法に基づかないといけない」との見解を示した。ただ、二つの法律の矛盾解消のため、「法をより明確にする改正をしたい」と近く改

正法案を提出する考えを明らかにした。

■ 2013/10/18 【朝日新聞】

いじめ前年度の 93 倍？ 鹿児島、軽微な例も把握

県教委が 2012 年度に把握した県内公立学校のいじめの件数は 3 万 2 千件で、前年度の 93 倍超だった。激増のわけは児童生徒に対する統一アンケートのやり方を変えたこと。従来なら見過ごされた軽微な例を学校がつかめるようになった。県教委は早期の発見、対策に生かしていく考えだ。いじめ件数の調査は、県内の公立の小学校 572 校、中学校 243 校、高校 73 校、特別支援学校 16 校を対象にした。12 年度の問題行動調査の一環。小中高、特別支援学校あわせたいじめ認知件数は 3 万 2031 件だった。件数のもとになったのは、17 万 5295 人の児童生徒全員を対象に実施した統一アンケート。無記名式でいじめの具体例を提示する。「今も続いている」「あったが今はない」「ない」などの項目に○をつけて答えやすくした。「ない」以外は 1 件にカウントする。昨年の調査までは、各校が独自のアンケートや聞き込みをして、いじめだと判断したものだけを県教委に報告していた。11 年度は 342 件どまりだった。県教委義務教育課の下田浩道生徒指導監は「いじめの発生件数が増えたのではなく、これまで非認知だった軽微な事案まで把握できたため」と分析する。

■ 2013/10/28 【朝日新聞】

財務省、教員の削減要求へ 7 年間で 3.9 万人減主張

財務省は 28 日、子どもの数が減っているのに合わせて、公立小中学校の先生数を減らすよう文部科学省に求める考えを明らかにした。先生 1 人あたりの子どもの数を変えない場合、今後 7 年間で 3.9 万人減らせるとの主張だ。これに対し文科省は、今の人員を維持することで少人数教育を進めようとしており、調整は難航しそうだ。28 日の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）で、財務省が提案した。今は全国の公立小中学校に約 70 万人の先生が

いるが、子どもの数にあわせて先生も減らすと、2019 年度は 66 万 2 千人に減らせるという。少人数教育について財務省は「少人数化と、学力やいじめには密接な関係がない」としている。給与も普通の地方公務員並みに下げて、来年度の国の給与負担を約 370 億円減らすよう主張している。

■ 2013/10/29 【朝日新聞】

都道府県教委の 7 割「権限残すべき」 中立性担保求める

教育委員会制度の見直しについて、都道府県教委の 68%が「権限を教委に残すべきだ」と考えていることが、全国都道府県教委連合会の調査で分かった。中央教育審議会では自治体の長に権限を移す案も検討されているが、連合会は「政治的中立性を制度的に担保すべきだ」と指摘した。調査結果は 29 日の審議会分科会で公表された。9 月に 47 都道府県教委に尋ねたところ、「教委に教育行政を執り行う権限を残すべきだ」が 32、「自治体の長に移すべきだ」が 4、その他 5、無回答 6 だった。また、地方教育行政について「国の関与をより強めるべきか」との質問には、回答した全 40 教委が「強めるべきではない」とした。教委制度について、中教審は全国知事会などの意見を聴いて年内に答申をまとめる。下村博文・文部科学相は来年の通常国会に改正法案を提出する予定。

■ 2013/11/6 【読売新聞】

外国人児童に夜間教室 大阪のボランティアら

大阪・ミナミで今秋、夜間教室が始まった。全校児童の約 4 割が 13 の外国籍などを持つ大阪市立南小学校の児童らを対象に、教諭や支援団体などがボランティアで学習を手助けする「MINAMI こども教室」だ。きっかけは、フィリピン国籍の母親が図った昨年的一家無理心中事件。孤立しがちな母子を地域で支えたいという。教室は、同小など 8 団体でつくる実行委員会が 9 月に始めた。同小では 188 人の児童のうち約 80 人が外国籍か外国にルー

ツを持つ。175人中約60人だった2008年から増加傾向だ。繁華街で働く親が増えたためとみられる。国語の授業の一部や放課後に日本語を教えるが、教科書を十分に理解できない児童もいる。実行委のもとには頻度や受け入れ人数を増やしてほしいという声が寄せられている。委員長のコリアNGOセンター金光敏事務局長（42）は、「子どもたちは母親が仕事に出た後、寂しい思いをしている。地域で助け合える関係を作り、外国人母子全体の自立支援のモデルにしたい」と話す。

■ 2013/11/11 【朝日新聞】

道徳、教科に格上げ

有識者会議案、15年度導入目指す

小中学校の道徳教育見直しを検討している文部科学省の有識者会議が11日あり、正式教科ではない道徳を教科に格上げする報告案をまとめた。検定教科書の導入も盛り込んだ。文科省は中央教育審議会の議論を経て2015年度にも教科化する考えだが、「特定の価値観の押しつけになりかねない」などの批判を呼ぶ可能性がある。報告案は、道徳教育の現状を「一部に『機能していない』との厳しい指摘もあり、期待される姿に遠い」などと指摘。抜本的な改善・充実を図るために、教科化する案を示した。教科は通常、検定教科書▽数値による成績評価▽中学以上は教科の免許を持つ教師が指導——の三つが必要。このうち教科書については、「質の高い教材を、全ての子に安定的に提供」するために検定教科書の導入が必要とした。ただ、「心のあり方を教える道徳に検定がなじむのか」と疑問視する意見もある。一方、数値による成績評価は「不適切」としたが、記述による評価の検討を盛り込んだ。指導教師は現行通り担任教師とする。通常の教科とは異なる枠組みとなるため、「特別の教科」（仮称）と位置づける。道徳教育の見直し議論は、自民党の政権復帰後に設けられた政府の教育再生実行会議が2月に、いじめ防止策として「新たな枠組みでの教科化」を提言し、有識者会議が4月から検討。「教師や学校によって指導内容で格差が大きい」などと現状を批判的に評価し、改善策

として教科化を目指していた。有識者会議は12月に報告書を下村博文・文科相に提出する予定。省内では、来年秋までに中央教育審議会での議論を終えた後、学習指導要領の改訂などを進め、15年春に教科化する日程が検討されている。検定教科書の導入には通常、指導要領の改訂から3年かかるため、その間は国配布の教材などで代替する。道徳の教科化は、第1次安倍政権の教育再生会議が07年に「徳育」の名称で実現を提言。しかし、その後の中教審で「一方的な指導が道徳教育の充実にはつながらない」などと反対意見が相次ぎ、見送られた。

■ 2013/11/11 【朝日新聞】

中1の3割SNS利用

うち1割会った経験も

大阪府警が府内の小中高生にスマートフォンなどの携帯電話の利用状況についてアンケートしたところ、中学1年では3人に1人がソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用し、そのうち1割が、SNSを通じて知り合った人に実際に会った経験があった。今年6、7月に調査し、府内の小6、中1、高1の計7557人と、その保護者5476人から回答を得た。小6の22.4%、中1の48.6%、高1の87.1%が、「LINE」など無料通信アプリを利用していた。「モバゲー」「ミクシィ」など携帯電話で参加できるSNSの利用率も、小6＝24.6%▽中1＝31.7%▽高1＝68.8%——と、年齢が上がるごとに増えていた。SNSで知り合った人に実際に会った経験者は、高1で16.1%、中1で9.9%。小6でも3.7%いた。

■ 2013/11/12 【朝日新聞】

婚外子差別撤廃へ改正案を閣議決定

民法の相続規定

安倍内閣は12日、結婚していない男女の間に生まれた子（婚外子）の相続分を、法律上の婚姻関係にある男女の子（婚内子）の2分の1とした規定を削除する民法改正案を閣議決定した。今国会での成立を目指す。一方、

出生届に婚内子か婚外子かを記載するよう義務づけた戸籍法 49 条の規定も削除を検討していたが、自民党内の反対が強いことから、国会中の戸籍法改正案提出を断念した。婚外子をめぐる民法の相続規定は、明治時代の旧民法から 115 年間続くもので、長い間、「何の責任もない婚外子に不利益を負わせるのはおかしい」と批判されてきた。最高裁が 9 月 4 日、現行規定を「法の下での平等を定めた憲法 14 条に反する」と判断し、法務省が改正作業を進めていた。戸籍法 49 条はやはり、「婚外子差別を助長する」と批判され、法務省内でも「相続規定とセットで削除すべきだ」との声があった。最高裁も 9 月 26 日、49 条の合憲性が争われた訴訟の判決で「合憲だが、事務処理上不可欠とはいえない」と指摘していた。だが、自民党内で「相続規定と異なり、違憲と判断されていない」などと削除に強い反対論が出ていた。

■ 2013/11/14 【朝日新聞】

いじめ 問われる学校の力 防止策、国基本方針まとまる

いじめ防止対策推進法の具体的運用を定めた国の基本方針がまとまり、文部科学省は都道府県教育委員会に通知した。学校での組織的なとりくみや発生時の迅速で公平な対応などの内容を盛り込み、問題解決に一定の道筋を示した。成果につながるかは、現場の実行力がかぎになる。基本方針は、いじめ防止法に基づいて実施すべき具体的措置などを定めるもので、国に策定義務がある。検討にあたった有識者会議がいじめの定義や事案調査の進め方などについて細かく議論を重ねた結果、決定は法施行から 13 日遅れの 10 月 11 日となった。「教師が 1 人で抱え込まないととりくみと中立で公平ないじめ調査、被害者側への適切な情報提供の必要性を明記した点が重要だ」。有識者会議座長の森田洋司・大阪市立大名名誉教授は同日、報道陣にそう説いた。いじめの兆候に気づいても、教師が適切に対応できなかったり、教師間で情報が共有されなかったりした結果、事態が深刻化した事例が多くあった。そこで基本方針は、学校に対策組織

の設置を義務づけ、子どもの相談記録の共有や外部専門家の助言を受けるなどのとりくみを促した。生命に関わるような重大ないじめの場合、学校や教育委員会などは事実調査の組織を設ける必要がある。その際、中立性を保つために、弁護士会や大学などから委員の推薦を受けるなどするように定めた。学校や教委に近い委員による調査が、被害者側の不信を招く例が相次いだためだ。調査結果などの情報については、調査をした学校などが被害者側に「提供する責任を有する」と明記。プライバシー保護は必要としつつ、「いたずらに個人情報保護をたてに説明を怠ってはいけない」と踏み込んだ。いじめで子どもが自殺した遺族の「原因が分からない限り、苦しみが続く」との訴えにも配慮した。今後、学校はいじめ防止の基本方針や組織を作る必要がある。文科省はさらに詳細ないじめ対策ガイドラインも作る考えで、現場には教師の負担増を懸念する声がある。元中学校長の嶋崎政男・神田外語大教授は「教師の多忙が解消しなければ何も変わらない」と元教師の再雇用など人材確保の必要性を指摘する。有識者会議の副座長、新井肇・兵庫教育大大学院教授は「組織対応が定着すれば、個人で対応するより教師の負担は減る。基本方針の検討作業は生徒指導態勢の見直しであり、学校活性化の契機にしてほしい」と話した。



[illegible]

「子どもの権利条約」は1994年に日本で批准しましたが、国内法の整備も充分でなく、子どもたちをめぐる状況には解決しなければならない多くの課題があります。

子どもの人権連では、「子どもの権利条約」の周知をはかるため、ブックカバー（メッセージ広告）を作成し、子どもの権利条約国連採択の日（11月20日）を中心に全国の三省堂書店を通して配布しました。また、ポスターを作成しました。

「子どもの権利条約」そのものに関心を持ってもらい、子どもたち一人ひとりが大切にされる社会の実現にむけ、これからもとりくみつづけます。

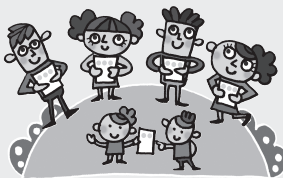
ブックカバー(文庫本版・新書版・A5版)、ポスターを活用していただける場合、
子どもの人権連事務局宛に必要な数と送り先をお知らせください！



「子どもの権利条約」についてのリーフレット・バッチ・ボールペンも併せてご活用ください

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.139

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2014年1月15日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円